

# The Kansai University Bulletin

Osaka, February 15th, 1927, - No. 46

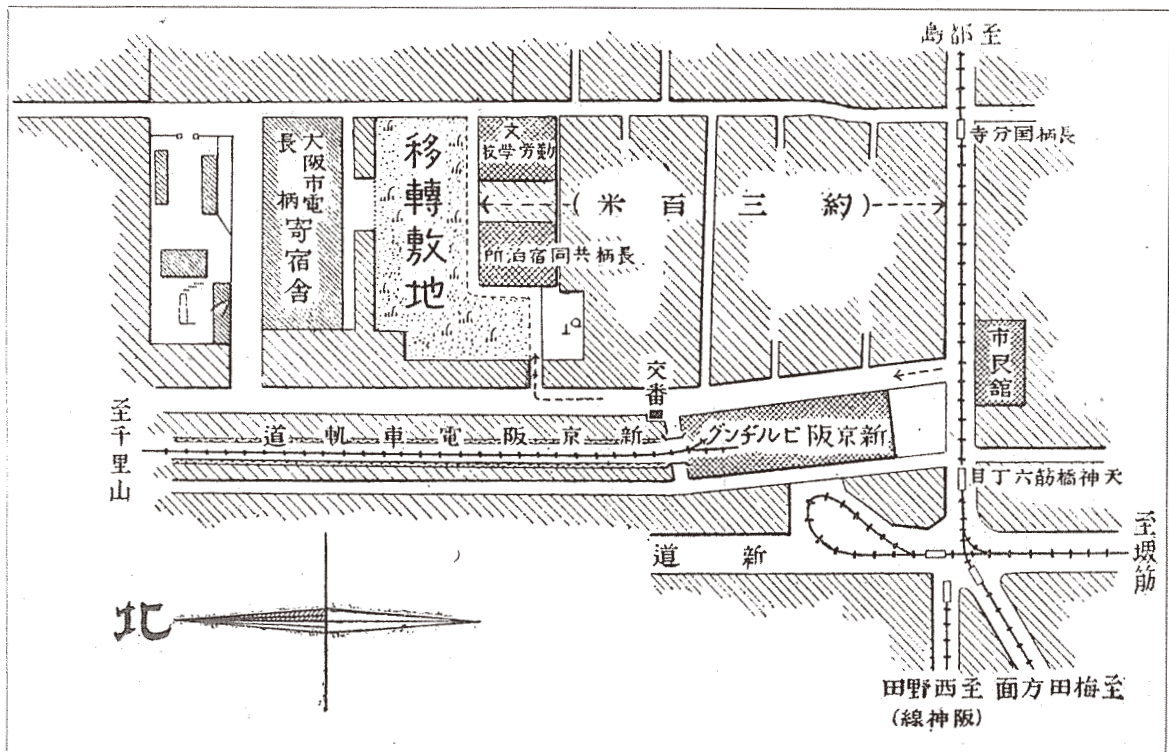
# 報學山里子

行發日五十月二

號六十四第

年二和昭

The New Site for the Special Departments of the University, and its Environs



圖要近附及地敷轉移舍學島福

阪 大

堀佐土話電  
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

千里山學報 第四十六號

目次

- 挿繪——福島學舎移轉敷地附近要圖(表紙)——リ
- チャーツ教授夫妻(本學クラブ・ハウスにて)
- マーシャルの家——本學千里山學舎位置元標——
- リチャーツ教授來學記念午會——白川朋吉氏と
- その家族——内藤正剛氏——大原臺上のスキー練習
- 隊一行
- 改元考 關西大學講師 新町徳之
- 法律に於ける理智と直観 關西大學教授 佐々 穆
- 現代の英文學 ケムブリッジ大學
- モードレン・カレッヂ教授 アイ・エー・リチャーツ
- マーシャル夫人訪問記 戸田省三
- 學内報——大正天皇奉悼式舉行——大正天皇御大喪
- 遙拜式舉行——通常協議員會開催——第三學期授業
- 開始——來學年度學生募集——福島學舎移轉地決定
- アイ・エー・リチャーツ教授の來學——關西大學
- ドイツ文化研究會創立——留學生戸田省三氏の訃
- 本學關係者動靜——附屬第二商業學校彙報——本
- 學關係國家試驗登第者
- 校友彙報
- 學生彙報
- 歐米の學界
- 雜錄——正誤

改元考

關西大學講師 新町徳之謹述

一、年 號

按ずるに年號を建つることは東洋の特色の一なり。支那に於ては上古は單に正朔を改むるのみにて年號を建てず。伏羲・高陽・周は建子の年を正し、神農・少

皇・陶唐・殷は建丑の月を正し、軒轅・高辛・夏漢は建寅の月を正せり。

秦惠文王の時其の十四年を初夏元年とせしこ

こあり。漢の文帝(皇紀四八二—五〇四)十六年(皇紀四九七)四月人主延壽と刻せる玉杯を獻するものありしにより詔して

明年を以て先元年とせししが景帝(皇紀五〇五—

五二〇)の八年(皇紀五一

二)に改めて中元年とせし、中元七年(皇紀五一

八)また改めて後元年とせし等のごとありしも武帝(皇紀五二一—五

七四)の元年(開花帝御宇、皇紀五二一年、西

曆紀元前一四〇年)に至り始めて建元といふ

年號を建つごなすを通説とす。但し帝の元鼎元年(皇紀五三三)を年號の始とせしものなきにあらず。朝鮮にては高麗の好太王即ち廣開

土王(皇紀一〇五二—一〇七二)の碑(盛京省懷仁縣洞溝より發見)には永樂の年號あり。

謹んで

大正天皇の御登遐

を哀悼し奉る

我仁徳・履仲・反正帝の御宇にあたる。新羅は法興王(皇紀一一七四—一一九九)の丙辰の年號を建元元年とせし、安南にては先皇帝の太平元年(圓融帝天祿元年皇紀一二三〇年)を元號の始とせし。

日本に於ては誰しも知れる如く皇紀一三〇五年(支那唐高宗貞觀十九年、西曆紀元六四五

年)六月十九日を以て大化の年號を建てたり。日

一一六七—一一九一)御宇の善記四年正知五年定和七年常色八年教致五年終一作教別又曰段按旬宣化帝(皇紀九三〇—九七〇)御宇の僧聽四年欽明帝(皇紀一一〇〇—一一三二)御宇の師安一年大長三年法清四年終兄弟和一年終、照勝四年終或藏知一年終知僧云七年、貴樂十八年終日十一年藏知一作和

金光六年終或敏達帝(皇紀一一三二—一一四五)御宇賢輔五年終輔一作鏡常四年終一作勝一作勝照用明帝(皇紀一二四六—一二七七)御宇の和重二年崇峻帝(皇紀一二四八—一二五二)御宇の端政五年推古帝(皇紀一二五三—一二八八)御宇の告貴十年

按一説推古元年為喜樂、二年為端正、三年為始哭、自四年至十年為法興、是四年號通計十年而終、與告貴年數、正相符則十年之間蓋與告貴互相行也耳始哭一作始願轉終、光元六年終、一作

本書記二十五、孝徳紀に「天皇・皇祖母尊・皇太子於大槻樹之下、召集群臣、盟曰、改天豐財重日足姬天皇四年、爲大化元年」と見ゆ。是れ日本に於ける年號の始にして蓋し漢土の制に倣へるなり。但し大化元年以前に年號のものに見えたるもの極めて多し。例へば孝靈帝皇紀三七—四四六の御宇の列滴、應神帝(皇紀九三〇—九七〇)御宇の襲玉、繼體帝(皇紀

光和京五年終、一作和景繩按和京元年、又爲定居元年、即爲定居六年蓋是三年號、亦互相行也耳仁王六年終、舒明帝(皇紀一一八九—一二〇一)御宇の聖徳三年終、僧安五年終、明長五年終、一作命長、又曰長命按等の如し。(是院年代記)、「海東諸國記」(皇代記)、「此等の年春秋略」(和漢年契)、「逸號年表」)此等の年號たる多くは僧徒等の私に作りたるものに係

るも中には確かなる金石文に記されたるものもあり。而かも正史に所見なければざるを以て直に大化以前に年號ありたりと斷定することを得ず。そは「日本後記」卷二十、嵯峨天皇(皇紀一四七〇—一四八三)弘仁元年(皇紀一四七〇)の詔に飛鳥(皇極天皇)以前未だ年號の名あらず。難波御宇(孝德天皇)始めて大化の稱を顯はし爾來因循歷世今に至りて之を用ゆさあるを思ふべし。

また源親房(皇紀一九五三—二〇一四)の「神皇正統記」には日本の年號の始を文武天皇(皇紀一三五七—一三六七)の大寶にありとなし、「本朝改元考」が之をうけて「本朝文武天皇創建大寶之號、此雖有孝德天皇之大化、白雉・天武天皇之朱雀、而紀一時之瑞、未爲定式、故源親房正統紀以大寶爲年號之始」といふも然れども既に「書紀」に明記しある以上はまづ年號の起りは大化元年にありとすを安當とすべし。斯くて大化六年(皇紀一三一〇)二月十五日に白雉と改元せらる、是を改元の始とす。次いで齊明天皇(皇紀一三一五—一三二二)天智天皇(皇紀一三二二—一三三一)の兩御世には年號なく大化元年より二十八年の後、弘文天皇(皇紀一三三二—一三三三)の御宇に白鳳の建元あり、天武天皇(皇紀一三三三—一三四六)持統天皇(皇紀一三四七—一三五三)の朱鳥を経て文武天皇(皇紀一三五七—一三六七)の五年(皇紀一三六一—一三六二)三月二十一日(或云八月七日)に大寶と改元し給ふ。これより年號を用ふるに嚴かに爾後相繼ぎて絶えざる事となりて昭和の今日に至りしなり。

大化元年(皇紀一三〇五年)より今年昭和二年(皇紀二五八七年)まで一千二百八十二年。斯

間に於て民間私用の偽年號(福岡縣立圖書館にある彦山三所權現發見の「一人一字一切藏」(土御門天皇(皇紀一八五九—一八七〇)正治より後堀河天皇(皇紀一八八二—一八九二)の嘉祿頃のもの)の中に和勝元年八月三日なる日附あり、これ偽年號の一例なり。を除き正しき年號の改まりしこ二百四十回也。これに開朝の年號十七を加へば二百五十七回にして一年號が五ヶ年間許り繼續したる割合となり、中には聖武天皇(皇紀一三八四—一四〇八)大平二十一年(皇紀一四〇九)四月十四日に天平感寶と元號あらたまりしか間もなく天皇は孝謙天皇(皇紀一四〇九—一四一八)に御位を譲らせ給ひければ七月二日、天平勝寶と改元したまいしにより茲に天平感寶といふ年號は消失するといふ御例もあり。また二條天皇(皇紀一八一九—一八二五)は御一代七年間に改元五度、後堀河天皇(皇紀一八八二—一八九二)は御一代十一年間に六度、四條天皇(皇紀一八九三—一九〇二)は御一代十一年間に六度、後花園天皇(皇紀二〇八九—二二四)は御一代三十六年間に八度といふ御例もあり。然り而して御一代御一元の制は實に明治天皇(皇紀二五二七—二五七二)明治元年(皇紀二五二八)九月八日改元の際に始まる。

一、始代改元 天皇御踐祚遊ばさるる時、其

間にて民間私用の偽年號(福岡縣立圖書館にある彦山三所權現發見の「一人一字一切藏」(土御門天皇(皇紀一八五九—一八七〇)正治より後堀河天皇(皇紀一八八二—一八九二)の嘉祿頃のもの)の中に和勝元年八月三日なる日附あり、これ偽年號の一例なり。を除き正しき年號の改まりしこ二百四十回也。これに開朝の年號十七を加へば二百五十七回にして一年號が五ヶ年間許り繼續したる割合となり、中には聖武天皇(皇紀一三八四—一四〇八)大平二十一年(皇紀一四〇九)四月十四日に天平感寶と元號あらたまりしか間もなく天皇は孝謙天皇(皇紀一四〇九—一四一八)に御位を譲らせ給ひければ七月二日、天平勝寶と改元したまいしにより茲に天平感寶といふ年號は消失するといふ御例もあり。また二條天皇(皇紀一八一九—一八二五)は御一代七年間に改元五度、後堀河天皇(皇紀一八八二—一八九二)は御一代十一年間に六度、四條天皇(皇紀一八九三—一九〇二)は御一代十一年間に六度、後花園天皇(皇紀二〇八九—二二四)は御一代三十六年間に八度といふ御例もあり。然り而して御一代御一元の制は實に明治天皇(皇紀二五二七—二五七二)明治元年(皇紀二五二八)九月八日改元の際に始まる。

年若くは明年に舊年號を改めたまふこと、「禁秘御抄」にして皇室典範第十二條及登極令第二條に規定したまふ所なり。これ御歴代みな然りしなり。先例を按ずるに踐祚明年の改元尤も多し。之を跡年改元ともいふ。但御代始改元には大寶以降多少の變例なきにしもあらず。そは

- 一、淳仁天皇(皇紀一四一九—一四二四)御在位六年間は孝謙天皇の天平寶字のまを御襲用
- 二、仲恭天皇(皇紀一八八一—一八八二)御在位七十五年間は順德天皇の承久を御襲用
- 三、稱光天皇(皇紀二〇七三—二〇八八)御在位の始十五年間は後小松天皇の應永を御襲用
- 四、後陽成天皇(皇紀二二四七—二二七二)御在位の始五年間は正親町天皇の天正を御襲用
- 五、後水尾天皇(皇紀二二七二—二二八九)御在位の始三年間は後陽成天皇の慶長を御襲用
- 六、明正天皇(皇紀二二九〇—二二九三)御在位十四年間は後水尾天皇の寛永を御襲用
- 七、靈元天皇(皇紀二二九三—二二九六)御在位の始十年間は後西院天皇の寛文を御襲用

なほ此外に吉野朝時代(皇紀一九九六—二〇五二)に後圓融天皇(皇紀二〇三二—二〇四二)の始三年間は後光嚴天皇(皇紀二〇二二—二〇三一)の應安を御襲用遊ばされしことありき。三上參次「歴史紀年法」

元にして 孝德天皇(皇紀一三〇五—一三三一)の白雉、天武天皇(皇紀一三三三—一三四六)の朱鳥、文武天皇(皇紀一三五七—一三六七)の大寶慶雲等は其例にして桓武天皇(皇紀一四四一—一四六五)延暦以前は瑞兆ある毎に改元したまひき。

三、災異改元 此は天變地異若くは其他の事變のありたる場合の改元にして其例最も多し。天變改元には村上天皇(皇紀一六〇七—一六二七)の康保(七月十日改元)あり。地異改元には朱雀天皇(皇紀一五九一—一六〇六)の天慶(五月二十二日改元)あり。其他事變による改元には圓融天皇(皇紀一六三〇—一六四四)の永觀(火災のために四月十五日改元)安徳天皇(皇紀一八四〇—一八四五)の壽永(兵革のため五月二十七日改元)後堀河天皇(皇紀一八八二—一八九二)の嘉祿(疾病の爲めに四月二十日改元)村上天皇(皇紀一六〇七—一六二七)の天徳(怪異の爲めに十月二十七日改元)等なり。

四、辛酉改元 これは一種の迷信より出でたるものにして夫の醍醐天皇(皇紀一五五八—一五九〇)の御代に三善清行(皇紀一五〇五—一五七六)が勸奏したる「革命勘文」により起りたるものにて「改命改元」ともいふなりさるは易緯に辛酉爲革命、甲子爲革命とあり、又詩緯には十周參聚、氣性生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政とあるを清行が易緯の方をきりて之を後漢の緯學の大家たる鄭康成(皇紀七八七—八六〇)が説に天道不遠、三五而變、六甲爲一元、四六二六相乘、七立有三變、三七相乘、廿一元爲一部、合千三百二十年とあるによりて、神武天皇(皇紀一七六)元年を一部之首として齊明天皇(皇紀一

三一五—一三三二)六年(皇紀一三三〇)庚申まで千三百二十年天智天皇(皇紀一三三二—一三三一)即位の年(齋明天皇八年)の辛酉を第二の部として醍醐天皇(皇紀一五五八—一五九〇)の昌泰三年(皇紀一五六〇)まで二百四十年四六相乗の数ももて昌泰四年(延喜元年皇紀一五六一)は大變革命の運にあれば改元して天道に應ずべしと。されば此辛酉の年にあたる改元の例はあまり多からず。前記の延喜を始めし村上天皇(皇紀一六〇七—一六二七)應和、後一條天皇(皇紀一六七七—一六九六)治安、白河天皇(皇紀一七三三—一七四六)の永保、其他建仁、弘長、元亨、永徳嘉吉、文龜、天和、寛保、享和、文久等あり清行の勘奏以後にして辛酉の年の、改元なりしは正親町天皇(皇紀二二八—二四六)の永録四年(皇紀二二二)後水尾天皇(皇紀二二七—二二八九)の元和七年(皇紀二二八)の二度のみ。勘奏以前に於ては元正天皇(皇紀一三七五—一三八三)養老五年(皇紀一三八一)桓武天皇應元年(皇紀一四四一)、仁明天皇(皇紀一四九四—一五一〇)承和八年(皇紀一五〇一)の三度のみなりしが別に大變事も起らざりき。(「制度通」・「年年隨筆」・「茅窓漫録」・「夢の代」)

(皇紀一九二〇—一九三四)の文永、後醍醐天皇(皇紀一九七九—一九九八)の正中、後小松天皇(皇紀二〇五三—二〇七二)の至徳、後花園天皇(皇紀二〇八九—二二二四)の文安、後柏原天皇(皇紀二一六一—二二八六)の永正、明正天皇(皇紀二二九〇—一三〇三)の寛永、櫻町天皇(皇紀二二九六—一四〇七)の延享、光格天皇(皇紀二四四〇—一四七六)の文化、孝明天皇(皇紀二五〇七—二五二六)の元治等あり。

### 三、改元定

改元立號は天皇の大權事項の一つにして國家の重要事なれば其形式なかなか煩雜なり改元の必要生じたる時は先づ年號勸者宣下り次に勸文、次に難陳、次に改元詔といふ順序によりて行はる。

一、年號勸者宣下 是は然かるべき家筋の人人に年號を撰進すべき宣旨を下し給ふことにて古くは近衛天皇(皇紀一八〇二—一八一五)康治元年(皇紀一八〇二)四月二十八日文章博士藤原永範、近くは後桃園天皇(皇紀二四三二—二四三八)の安永元年(皇紀二四三二、十一月十六日)に文章博士菅原益長、同菅原輝忠等此の宣旨を賜はりき。この任は中古以來、菅原、江家の紀傳道の輩これに當るを常例とす近世にては高辻・五條・東坊城・唐橋・桑原の五家なり。此等の人人は菅家の後裔にて何れも式部太輔・式部權太輔・文章博士などの官職を有す。

二、勸文 此は年號勸者の宣旨をうけたる江菅兩家の人人が、四書五經等引用書三十部許りの中より然るべしと思惟する年號文字を作進差上せるをいふ。大抵、一家より五號づつの

作進なり。年號の文字は古來より五十九に定まりありて其餘の文字は新字にて容易に用ひられざりしが近世光格天皇(皇紀二四四〇—二四七六)の御宇に至り、寛政の政の字が新に加はりたれば六十字となりしなり。なほ年號勸文の形式は「江家次第」拾芥抄「秘元抄」鹽尻なきに詳かなれば參看すべし。

三、難陳 既に勸進せられたる數多の號につき公卿會議の上にて其中より、七八號乃至十號許を選定し之をば宮中陣の座(紫宸殿の東方)に於て衆議の批判に附するを難陳といふなり。年號文字の義理出典なきを吟味し、善惡是非を難じ陳ぶるの意ならん。今光格天皇(皇紀二四四〇—一四七六)の御代の天明の年號につきてその例を示さむに

(難)天明號、天字代始被<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>之、有<sub>二</sub>天長<sub>一</sub>。天曆元嘉蹤、尤雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>美號<sub>一</sub>、先先或申<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>火之恐<sub>一</sub>之由歟

(初陳今出川大納言)天明號被<sub>レ</sub>難申<sub>一</sub>旨、非<sub>二</sub>老其謂<sub>一</sub>但天平已後、天字每度出現之上者、吉凶可<sub>レ</sub>相交<sub>二</sub>乎<sub>一</sub>、吉凶相交例可就<sub>レ</sub>吉之由、先賢所<sub>レ</sub>議申<sub>一</sub>也、此號被<sub>レ</sub>用可<sub>レ</sub>宣候

(二陳)天明號陳答之趣尤可<sub>レ</sub>然、權中納言藤原朝臣被<sub>レ</sub>申有<sub>二</sub>火恐<sub>一</sub>之由、雖<sub>レ</sub>然日月清陽與<sub>レ</sub>陰也、陰陽合<sub>レ</sub>徳、天道成也、何有<sub>レ</sub>恐乎

四、改元詔 難陳の對問の上にて改元のことを司る上卿が二號或は三號、衆議の宜しきを以て奏上すればそが中にて一號を裁可し給ひ上卿、勅を奉じて内記に仰せて詔書の草案を作らしめ御書日おはれば詔書としての形式は完成し茲にこれを公布し給ふなり。其の例の最もふるきものは「續日本紀」卷十の聖武天皇(皇紀一三八四—一四〇八)神龜六年(皇紀

一三八九)八月五日天平改元の詔書にして所謂宣命といふものなり。

#### 天平改元の詔

現つ御神<sub>三</sub>天の下知ろしめす倭根子天皇が大命らま<sub>二</sub>詔り給<sub>一</sub>ふ大命を親王等諸臣等百官の公民もろもろ聞こしめさ<sub>二</sub>へ<sub>一</sub>宣る。高天原の天降り坐しし天皇の御世を始めて、此の高御座に坐して、天地八方を調へ賜ふ事は聖の君<sub>三</sub>坐して賢き臣仕へ奉り、天下平らけく百姓安<sub>二</sub>く爲<sub>一</sub>てし、天地の大瑞は顯れ來<sub>二</sub>さなも神ながら念ほしめさ<sub>二</sub>く<sub>一</sub>宣り給ふ大命を衆聞こしめさ<sub>二</sub>へ<sub>一</sub>宣るかく宣り給ふは、大命に坐せ皇朕が御世に當りては皇<sub>三</sub>さます朕も聞き保てる事乏しく見保てる行<sub>二</sub>少なみ、朕が臣<sub>三</sub>して仕へまつる人等も一<sub>二</sub>つ<sub>一</sub>を漏し落す事もあらむか<sub>二</sub>辱<sub>一</sub>なみ愧し<sub>二</sub>思ほし坐して、我が皇太上天皇の大前に恐<sub>二</sub>こ<sub>一</sub>じ物進退<sub>二</sub>ひ<sub>一</sub>・匍匐<sub>二</sub>ひ<sub>一</sub>・廻<sub>二</sub>ほり<sub>一</sub>白し賜ひ受け賜はら<sub>二</sub>くは<sub>一</sub>、卿等の問ひ來む政をばかくや答へ賜は<sub>二</sub>む<sub>一</sub>、かくや答へ賜は<sub>二</sub>む<sub>一</sub>」

「白し賜ひ<sub>二</sub>、白し賜ふ官にや治め賜は<sub>二</sub>む<sub>一</sub>」

「白し賜へは教へ賜ひ、於毛夫氣給ひ答へ賜ひつ<sub>二</sub>つ仕へ奉り給ふ間に、京職大夫從三位藤原朝臣鷹<sub>二</sub>等<sub>一</sub>い圖負<sub>二</sub>へる龜<sub>一</sub>一頭獻<sub>二</sub>らく<sub>一</sub>奏し給ふ<sub>二</sub>聞こしめし驚き賜ひ怪しみ賜ひみそなはし歡び賜ひ嘉<sub>二</sub>で賜ひて思ほし<sub>一</sub>かさくは顯しくも皇朕が政の致せる物にあらめや。

こは太上天皇の厚き<sub>二</sub>廣き<sub>一</sub>徳を蒙りて、高き貴き行に依りて顯はれける大き瑞物をこ<sub>二</sub>詔り給<sub>一</sub>ふ大命を衆聞こしめさ<sub>二</sub>へ<sub>一</sub>宣る。辭別けて詔り給は<sub>二</sub>く、此の大き瑞物は天に坐す神<sub>三</sub>・地に坐す神の相うづ<sub>二</sub>ない奉り福は<sub>一</sub>奉る事に依りて、顯しく出たる端にあるら

しこなも神ながら思ほしめず、是を以て天地の神の顯し奉れる貴き瑞によりて、御世の名を改め換へ賜ふ、是を以て神龜の六年を改めて、天平の元年として天の下廣く罪ゆるし、百官の主典より上つ方の人等冠位一階上げ賜ふ事を始め、一つ二つの慶びの大命詔り賜ひ恵み賜ひ、行い賜ふ、詔り給ふ天皇が天命を衆に聞こしめさへし宣る。近世に於ては光格天皇(皇紀二四四〇—二四七六)天明元年(皇紀二四四一)の詔を以て代表さす。

#### 天明改元詔

詔資準的於劉漢建元之遺言長振、尋濫傷於本朝大化之餘風久傳、是以創業之君、登極必改正、修德之主、繼統又新元、朕苟以庸昧躬、唯賴良弼之力、載臨大寶位、將遵列聖之訓、宜改舊號、以施新化、其改永安十年爲天明元年、主者施行  
天明元年四月二日

#### 二品行中務卿臣織仁親王 宣

以上の外に改元定の前に必ず條事定の式あり改元定の後には吉書奏あり、こは元來改元定には無關係のこさなれど中世以降は恒例となりぬ。

#### 四、御一代一元

改元は國家事務の一にして容易に變更すべきにあらず。されば支那に於ても明太祖(西曆紀元一三六八—一三九八)以後は一代一元となり、我國に於ても元明和銅桓武延暦平城大同嵯峨弘仁淳和天長清和貞觀陽成元慶光孝仁和宇多寛平冷泉安和花山寛和三條長和後三條延久後白河保元六條仁安後嵯峨寛元後伏見正安明正寛永の十八代御一代御一元の制を探らせ給ひ

しかも此制度が確定せしは實に明治天皇(皇紀二五二七—二五七二)が明治改元の際にありき。そは

明治改元式は誰にも知らざる處故余の記憶のままを記す、是迄於朝廷、改元式は中中の御規式也、御一新より變じたるなり、三條、岩倉より被命、此度より年號の儀は御一代御一號の取極になり是は朝朝の御規則はなけれども清廷の法を用ゐられたるなるべし、高辻、五條其他是迄年號撰撰御付候堂上(菅家存候)夫により撰定上中相成候岩倉公より小子へ撰定多分有之候間、好き年號を撰み五六號差出候様被申候故、參内中直に相認岩倉迄差出、岩倉より入奏聞候處是迄違ひ、此年號は衆人の決定を廢し、聖上自ら賢所(内侍所)へ被爲入神意御伺の處明治號抽籤相成候に付明治御決定相成候、其上にて三條、岩倉并堂上大名、藩士、議定、參與の姓名を録し書封し存候、右奏聞狀を并公告の書封出來たり、以是全國へ布達になりたり。(松平慶永「逸事史補」)

こあり。又「高成卿記」にも

慶應四年戊辰九月八日、今日改元定云云、御代始御即位後云云、就御新令相違從前御例云云、菅清兩流年號勸進如例云云、陣儀公卿難陳舉奏等不、行輔相以下三等衆評論直奏御治定歟、こあり、以て當時の事情を推察すべく、かくの如くにして

詔體太乙而登位、膺景命、以改元、洵聖代之典型、萬世之標準也、朕雖不德、幸賴祖宗之靈、祇承鴻緒、躬親萬機之政、乃改元欲與海內億兆更始一新、其改慶應四年爲明治元年、自今以後革易舊制、一世

一元、以爲永式、主者施行(「大政官日誌」)。其の草案は京都市江馬務氏所藏)の御詔出で

今般御即位御大禮被爲、濟先例之通被爲、改元號候、就テハ、是迄吉凶之象兆ニ隨ヒ屢々改號有之候へ共、自今御一代一號ニ被定候依之改慶應四年、可爲明治元年、旨被仰出一候事

の御布告出でついで明治二十二年(皇紀二四九九年)二月十一日皇室典範第十二條に於て踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざるこも明治元年の定制に從ふ規定し給ひ、尋いで明治四十二年皇紀二月十一日登極令に於て

第二條 天皇踐祚の後は直に元號を改む元號は樞密院に諮詢したる後之を勅定す  
第三條 元號は勅語を以て之を公布す  
大正天皇陛下が 大統を承けさせ給ふや先帝の定制に遵ひ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年トナス主者施行セヨとの詔のらせたまいし所以也。

#### 五 大正の元號

謹みて按ずるに大正の元號は之を「周易」に取らしめ賜ふ。「周易」に大正と熟したる語は大畜象傳の能止健大正也より來り、又大亨以正天之命也といふは元妄卦象傳に出づるも大正といふ元號は蓋し之を臨卦象傳に取らしめ給ひしものも恐察し奉るなり。そも臨卦は

兌下  
坤上

の體をなし所謂地澤臨の卦にして、  
坤下  
坤上

の坤卦の初爻と二爻とが各陽に變じて此の卦をなしたるもの也。されば象辭に臨剛浸而長、說而順、剛中而應。大亨以正。天之道也。

こいへり。剛浸而長とは兩爻が陽となりて陽漸く長大なるをいふ、此意義より臨を大とす、序卦に臨大也とあるは是が爲なり、說而順とは悦んで順應し和合するこいふ義にて說卦に坤順也、兌爲說とあり、臨卦は内卦兌外卦坤なれば茲に說而順とはいふ也。次に剛中而應とは二爻陽を以て内卦の中位にあり、剛中これなり、然り而して四陰爻これに應ず、是れ應なり、かくの如くして陰陽互に相應して天地互に相通ず、是に於てか化音の功やまざるなり、是れ即大亨以正天之道也、こいふ所以にして元妄象傳の大亨以正天之命也といふもまた此の義に外ならず、若し夫れ之を人事の方面より察せんか臨卦は前にも述べしが如く陽爻下に在り、陰爻上に在り剛浸而長は君子之道の日に生々發展するをいひ說而順は上下相通じ君臣相得て人心和順するをいひ剛中而應は下位にあるもの各其職責を盡し上位に在る者よく之に信任するをいふなり。斯の如くなれば慈に君臣相得て百官咸其職に安んじ上下一致して人心自ら和順に徳風四方に洽く教化海の内外に敷き以て道を天に同じくす是豈に大亨以正天之道とこいふ所以にあらずや、大亨以正の文字は象辭の元亨利貞より來り大は即ち元、正は即ち貞なり。然らば則ち大正の二字よく臨の徳をあらはす。(「周易正義」田島釋故)

大正天皇は盛徳古今に冠絶し、鴻業東西に比類なき、明治天皇の御遺業を紹述せさせ給ひていよいよ邦治上理に臻らしめんこ期し賜ひ

# 法律に於ける理智と直観

關西大學教授 佐々 穆

一

ベルグソン代表作「創造的進化」の英譯一九二二年版を最近手にしたので餓えたる者の如く貪り讀んだ。難解の個所が多く一度や二度の素讀では到底、之を了解することは出来ぬであらうと思はれる、殊に全體を通じて現はれ居る一種の詩的趣向は更に本書を一段と特色づけると共に一層難解なものにするのではあるまいかと思はれる。序言の冒頭に「生命進化の歴史は未だ完全なものではないが此の歴史は既に吾等に如何に理智なるものが妨げられざる進歩に依つて脊椎動物の各種より向上し遂に人類にまで構成され來つたかを示して居る。」と言つて居る。併しながら此の理智の果すべき職能には一定の分野がある、理智は固有の意義に於ける進化即ち純粹動性的な變化の繼續を考へるやうには出來て居ない、理智は無生物の取扱に於ては極めて巧妙であるが一度生物に觸れると直ちに拙劣なものになる、理智が縱令肉體的生命、心靈的生命を取扱はむとするも嚴酷、生硬、殘忍を手段とする限り到底其の使命を果し得るものではない、衛生學や教育學の歴史は之を物語つて居る、此の方面に於ける人間失敗の跡は如何に誤謬と執拗の多くを物語つて居るか、理智が連續せざるもの不動のもの死せるものを取扱つて居る間だけは吾人は安全であり得る。理

智は生命を理解すべき自然的能力を有せざることに依りて特色づけられてあるといふべきである。要するに理智は或事情の有する一般の普通要素を捉へてそれを過去の諸事情と關聯せしむるの力であつて此の力は本能の支配が行はるるころの各個の特別の事情をば完全に支配するこの出來ないものである。故に理智は多く無機世界を知るに適しては居るが之に反して有機的生活を理解するには寧ろ直観に依るべきであるといふこの高調である。法律の分野に於ける理智と直観を考察するならば此の兩者にもそれぞれ獨自の方面があることが解る。理智が不變不動の法律的無機世界たるべき法規そのものを意味し直観が弾力性に富み流轉性適應性を有する自由裁量を表現するものとせば前者は財産に或は取引に關して適用さるべく後者は人間の行爲乃至は企業行爲に關して一層適つて居るさされるのである。法規と裁量即ち之を安定と變化と見るべきに其所に重大なる作用上の差異を認むべく實に法律哲學の各部門に通ずる根本的の二大問題の對立を發見するものである抑法律は安定を欲するが而かも寸時も靜止することは出來ない。隨つて凡ゆる法的考察は之を一言にして言へば安定の要求と變化の必要といふ二大衝突を如何に解決するかの問題に盡きてゐる言ふことが出来る。一般的安固に關する社會的利益は古來哲學者を驅つて人間行動の絕對的支配に對する確定的基礎の發見に没頭せしめ之に依つて確固不動の社會秩序は確保さるべしと爲されたのである。併しながら社會生活に於ける諸事情の絶え間なき變化は社會的安固に關する社會利益以外の

幾多の利益に對する新なる調和を要求するに共に社會を危険たらしむるの虞ある利益實現の新たな手段に對する適合をも要求して止ないのである。故に法律秩序は安定たることを要すると共に流轉動搖の餘義なき必要に直而して居るのである。されば法律秩序は間斷なき檢討を受けつつ其の支配する實際生活場裡に簇起しつつかある無限の變化に間斷なく適合することを要する。隨つて何等かの法原則を發見するにせよ其の原則は變化の原則と同時に安定の原則たることを要し茲に法律哲學者の努力の焦點は如何にして個人の専恣を容れない法規の一體を變化進化の思想乃至は新なる立法作用に調和せしむるか、如何にして法律學と立法學とを調和するか、如何にして司法裁判制度と行政裁判作用との調和を圖るかの諸問題に歸着することになる。之を具體的に言へば安定と變化の妥協の問題は一面に於て法規と裁量の調和問題となり狭小なる確定的前提よりの演繹物としての嚴格なる固定法規に依る裁判と經驗に富む裁判官の訓練ある直観に依る自由裁量に基く裁判との調和を如何にして作るかの根本問題であつて實に法律科學に於ける有ゆる難問題は何等かの形相に於て常に此の根本問題に繋つてゐると稱しても過言ではない。第十九世紀に於ての歴史法學派、分析法學派の論争は先づ以て法の本質に關し法組織に於ける傳統的要素即ち慣習を以て其の典型と見るか或は其の命令的要素即ち制定法を以て第一次的法淵源と見るかの争に始まり次で之に關連して立法の本質に關し法は裁判官乃至は法學者の手に依つて發見せらるるか或は自覺的立法者に依つて命令的に作ら

るものであるかの争、更に進んで法拘束力の基礎に關し理性乃至は科學に之を置くか或は命令乃至は主權者意思に之を見出すかの争があつた。之等の論争は結局に於て法規と裁量即ち理智と直観の調和の問題、安定と變化の妥協の問題、社會一般の安固と個人的人間生活との調和問題に歸着するのである。亦これ懸て法律哲學上の諸問題に關し或は實際的法律問題の論議に關しても同様の争を見るべく法律と道德との關係、法律と條理との區別裁判官及び陪審官との獨自の分野、裁判手續上に於て詳細なる法定主義に依るか或は廣汎なる職權主義を認むるか、乃至は刑事裁判に於ける行政的個別化を重んずるか或は單なる法定宣告主義に依るかの問題となつて異常なる論難を惹起するに至つたのである。之等の諸問題に關する解説を茲に試むることは紙面の許さざるころであるから出來るだけ簡單なる範圍に局限して法規と裁量即ち理智と直観が法現象に於て如何に作用するかを説明する。

## 二

奇しくも單純なる三權分立の思想に依れば立法權は法を作り行政權は之を實施し司法權は之を適用し三者相互に拘制し排他的別物であるといふ。併しながら何時の時代何處の世界に於ても此の三作用が完全に別異の作用を營みたることはなく憲法が假令之を規定するも其の範圍たるや極めて曖昧であつて結局に於て斯かる主張は一個の歴史産物に過ぎず斷じて合理的なものにあらずとの定説が行はれてゐる。言ふまでもなく斯くの如き主張は法及び立法に關する第十八世紀思想に出發する

ものであつて其の思想に於ては法組織なるものは抽象的原則から演繹法によりて抽出されたるものによりて如何なる細目に亘りても完全に構成され得なしたのである。かかる時代に於ける法學者達は法律體系は人の正義に對して抱く理想に合致するや自由自在に建設され得るものと考へ従つて法律哲學は斯かる理想の發見及び構成から成るものにして之に従つて立法者は模範的法典を得べく裁判官は純法の試金石を得べく一般國民は正確にして過なき行爲に對する指南車を得べしと考へたのである。故に當時の世人が斯かる絶對的自然法理論を確信せる以上立法者の任務が此の理想法典の發見であり裁判官の職務が其の適用に存すと言はれるは正に當然のことであり。裁判官の任務が法律の機械的適用に存することに關しカント・ヴィツは其の著「法律學及び社會學」に於て斯んなことを言つて居る。「裁判所は機械人形のやうなもので一種の司法的狹溝器械である。此の必要な器械は豫め成法或は傳統的法原則に依つて用意されてあり唯裁判所は上部から事實を挿入して下部から判決を引き出すだけのことであり。併しながら事實は何時も器械にピタリ適合しないのであるから何物かを引き出さむがために多少も此の器械を揺つたり叩いたりすることが肝要である。併かも此の器械には全然合はないやうな極端な場合に於ても判決はその揺つたり叩いたりする手段には依らないで全く器械そのものに依つて得られることなるのである」。判決作成に關する斯くの如き思想が今や有ゆる法律政治の諸制度が受けつつある批難的檢査の前に堪え得ないことは固より

當然のことに屬する。法の適用は獨り論理ばかりでなく常に或程度の自由裁量を包含することを要する。直觀即ち裁量的要素の排斥を企て理智即ち純機械的要素のみを認めむとするが如きは最も不合理なことで裁判は事件を法規に適合せしむるにはあらで法規を事件に適合せしむるに存する、さればチーテルマンは「苟も法律問題を取扱ふ者は同時に或程度の立法者たらざるべからず」と言つて居るほきで裁判官が其の面前に現はれたる事業を處理せむせば必ずや或程度の立法的作用を爲すの要を見る。元來争の裁決には三つの階段がある第一に適用すべき法規の發見であり第二に其の法規の解釋であり第三が其の法規を事案に適用することである。第一階段に於ては單に適用すべき法規を掘めばよいのであつて此の場合には唯法規の意義を決定せば足る即ち幾多の法規中からの選擇作用のみを包含し唯この選擇を誤らないがために幾多の法規解釋が行はれるに過ぎない。然るに往々斯かる單純解釋の結果として現存する法規が皆事件に對する妥當的解決に不適當であり隨つて何等か新なる一法規を供與するの必要のあることが明かになることが屢あり得る。斯くして供與されたる法規は將來に起る同種の事案に對し先例となることもあればならぬこともあるが何れにしても斯かる作用は總ての法組織に於て行はれたし亦現に行はれつつあるところであつて其の形式の如何を問はず又法律學說上に於て判決作用を純機械的たらしめむとの制約の存否に關らないのである。裁判官の立法的作用を禁止したのは佛蘭西民法第五條で「裁判所は先例に依り若くは一般的原

則に依つて事案を解決することを得ず」と規定してゐるが之は裁判所をして判例法を作らしめず且つ成法中に存在する誤謬を法律解釋に依りて修正せしめざるの目的を以て作られたるの極端なる法規であるとのことである併し此の條文の目的を實現せむとの努力は過去一世紀の經驗に依つて全然失敗に終つたことが明かにされ現代に於ける佛蘭西の法律教科書は其の初歩のものに於ても尙ほ明白に此の規定に反對なる説明を爲し「判決作成作用は一個の立法作用に外ならず」と勇敢に主張されつつある。

### 三

完全なる成法の存在可能な觀念を極力排したるは歴史法學派であるが彼等は遂に自覺ある立法的努力及び法律改造の企圖を目して無用無益の業なりとまで極言し法は國民思想の發展を通じて發達し法律諸制度の中に徐徐に表現され行くものなることを力説し隨つて法律學者の任務は此の思想發展の進路を研究するに存し斷じて此進路を妨ぐべきでないとした蓋し自覺的立法の企圖は結局に於て不能を遂けむとするに外なければなりと論じた。ここに恐るべき概念法律學の芽生を見るのである人間の誤謬と執拗の二大惡魔は其の理智としての概念を無盡縱横に振り翳し生命性、人間性、流轉性、適應性、弾力性あるべき管の法律を全く死灰の如きものに化して終つたのである。歴史的に引き出されたる概念が唯一の法律行爲の尺度となる。概念に無理に事實を當嵌めるのが主たる事業であつて反對に事實に法規を適用して行かうとはしなかつた。彼等の自負するところは有ゆる法律概念は第三

世紀代に於ける羅馬の法律學者の著書中に之を見出すことが出来るし之を以て現代の凡ゆる法律問題を解決するに萬遺憾はないのであるといふにある。イエリグは概念法學を評して之れ概念のみのために概念のみの世界を築き上げるものであつて人間生命とは秋毫の關係をも有つものでないと言つた。人生の發現であり表象である法律が概念の殿堂に閉籠められ全く死物の如きものとなるに至つては茲に反動が起らざるを得ない。自由法學、法の社會化、生きた法律なきの絶叫はこれ總て生命を有する法律そのものの要求に外ならぬベルグソンの言葉を藉りて言へば生命の秘義を吾人に傳へる直觀の要求に外ならぬのである。然らば此の直觀に依りて認識さるべき生命ある法律換言せば現代に於ける活きた法律の目的は何處に之を求むべきか。新カント派の指導者スタムラーは吾人は法を通じて正義を發見するのだと言ふ、法を通じて正義を見出さむがためには先づ以て時代の理想を構成しなくてはならぬ、不朽に存立すべき自然法に適合するが如き社會的政治的法的理想の構成は之を不能なりとするも少くも吾人は正義の管理に一段の進歩を與へると同時に特定の時、場所に於ける理想に效力を與へ得ることだけは出来るであらう。少くも内容の變化する自然法は之を得ることが出来るであらう即ち法律以外から材料を取り入れて之を形成するための手段として役立つべき特定の時、處に於ける諸制度及び倫理的慣習を以て描き出されたる理想的倫理慣習及び法目的に關する理想法は之を得るであらう。併し之等の理想は法の外に於て發展するものであるこ

を忘れてはならぬ即ち道徳的理想を稱すべきものである。随つて吾人が法規及び法律制度の價值批判の標準とし同時に之等の法規、制度を目的に近づけしめむとする努力を以て其實現を期待する之等の目的が苟も倫理學に關係を有する限りに於ては法律哲學は道徳哲學に服従するものであり法律哲學は直接には寧ろ右の目的實現の手段に關係する言ふことが出来る。新ヘーゲル派の代表者コーラーは政治、法律及び倫理的慣習の意義に於ける道徳は之を文化理想の達成に向ふ要因と解すべきだと言つて居る。随つて法律哲學は社會が努力する理想的目的の認識を以て使命と爲すべきである。法律も道徳も俱に進歩的文化の表現たると同時に之を促進するの故を以て法律哲學も倫理學も一般文化史に從屬し此の文化史から吾人は文化發展の進路を決定し得べく且つ法律哲學も倫理學も正義及び經濟に關する哲學に服従し此の哲學から吾人は特定の時、處に於ける法律的要請を決定することが出来るといふことになる。又デューギーは利益の類似と分業を基點としての社會機能を高調し社會依存を説いて居る。此の觀念の歸着は人類は權利を持たぬ、集團も亦同様である社會權及び個人權を論じ兩者調和の必要を高調するが如きは要するに不在の事物を物語るものに過ぎず、唯總ての個人は社會に於て爲すべき特定の機能、社會に於て實施すべき特定の作業を有するのみである。個人にして之を回避せば其所には不秩序少くも或社會的害悪が発生するであらう、随つて人間に課せられたる機能に反してなざる一切の行爲は社會的に阻止さるべく之に反して社會に於

ける地位身分によりて生ずる自己獨自の使命を全ふするために爲す一切の行爲は社會的に保護され保障さるであらう。此の中に法規即ち法の社會的根拠が明白に現はれて居る言つて居る。

四

社會理想、文化理想、社會機能等に於ける一種の認識論上の價值批判即ち法律の合目的形成は理智に依るか直觀に依るかに付ては言ふまでもなく之等の價值が生命に關する絶間なき變化即ち人類進化の内容そのものに關する限り主として直觀に依るべきこと敢て多言を要しないと思ふ。言ふまでもなく此の直觀は司法運用の實際に在りては教養あり訓練ある裁判官の直觀であるべく法律學者にありては常に人間日常生活の諸經驗と各種文化科學の研究の結果とを統一して矛盾なき世界觀を樹て以て悟性の要求と情性の希望との満足に努力しつある社會哲學的法律學者の直觀に待つべきものと信する。ベルグソンの與ふる暗示が此の方面に貢獻することの大なるべきを思ふべき此の世界有數なる至實的名著の研究の緊要なることを痛切に感ずるものである(惶しかりし四十の年將に逝かむとする大正一五、二二三)

(第五頁より續く)

能く柔中の徳あり而かも敢て自ら用る賜はず天下の善を取り天下の知を集めんが爲に九二剛中の賢に任じ以て其の知徳の大を成し賜ふ。

大正天皇が大正の元號を臨卦に取らしめ賜ひし聖徳の深且つ淵なる微臣の恐察し奉るだに

畏しきも畏しや

六 昭和の元號

昭和元號の御制定は畏くも今上陛下御踐祚直後の國務として憲法上の諮詢機關たる樞密院の議に附し給ひ樞密院は慎重審議を遂けて陛下に奉答し陛下之を裁可し給ひ茲に改元の詔は宣布せられぬ

朕皇祖祖宗ノ威靈ニ頼リ大統ヲ承ケ萬機ヲ總ラ茲ニ定制ニ遵ヒ元號ヲ建テ大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ昭和元年トナス

御名御璽

大正十五年十二月二十五日

各大臣副署

謹みて按ずるに昭和の元號は之を「尙書」に取らしめ給ふ。「尙書」堯典に「百姓昭明、協和萬邦、黎民於變時雍」あり。註に昭亦明也。協合衆衆、時は雍和也。言天下衆民、皆變化化上、是以風俗大和(尙書正義)とありて其字義は自ら明白なり。

今上陛下は允文允武至孝至仁、畏くも御足跡海の内外に普く乾徳四方に光被し恩光天地に輝き給ふ。大正十年(皇紀二五八一)以降攝政の宮として親しく萬機を統べ給ひ、庶政これ伸張し國威これ發揚す。寔に國內億兆の感激して止まざる所海外萬邦の欽仰して措かざる所なり。

今や俄に大故に逢はせられ御踐祚あそばされ君神一體の資を以て祖宗の神器を承け給ひ統治權を總攬し給ひて上は明治天皇並に大正天皇の御遺業を紹述し給ひ下は七千萬の衆庶を

順撫し給ふ。かくの如くにして君民一致・萬邦和親の大義は自然に實現するこゝ些の疑ひなき也。然り而して昭和の新元號は克く此の大義を表現し臣子の嚮ふ所を指示し給へるも御民吾等は克く此の大義を服膺し畏くも陛下の大御心を以て心となし和衷協同、以て奉公の至誠を披瀝し萬邦無比の國體を擁護し遍昭無窮の皇運を扶翼し奉るべき也。謹みて「改元考」を作る。

千里山歌壇 編輯局選

△朝寒む 今 山、生 朝寒少子等をみてゆく道草の霜を子等はも雪なりといふ

力こめ石なげけれ山の水はわかれず石走るかも 曉の月影寒く風吹けこの子面白る高らに歌ふ

△初 詣 鈴木 武夫 朝まだきうれびの山は霧ふりて老杉高く色さびにけり

△心 た か し 今日をしも君に向ひてこりこめぬこゝな言ひて別れたるかな 思ひ見てはかなき戀さ知る夜こそおのが心の見ゆる心地す

△京都にて ま さ る かにかくに涙は甘し故郷の京の都をわれさまよへば

△近江路 三浦 歌介 冬近み淀の河原人あらで裸の牛の草食みて居る 瀬田の橋を小さく長く汽車行けり目には見えつつまほほしきかも

古部の夜を錢湯に浸りつかれたる足さすり居る靜心かも



# 現代の英文學

ケムブリッジ大學

モードレン・コレッチ教授

アイ・エー・リチャーズ

私は今日『現代の英文學』に就いて講演をする機会を得たことを非常に喜ばしく思ひます。世界が國民間のより緊密なる諒解を必要とする甚だ大なるものあり、文學特に最も良き現代の文學は、このより緊密なる諒解を齎す爲に最も有力なる役を果すものである。私は信じます。

外國文學の研究者は、種種の作品を數多く讀む時間を持たず、その最も傑れたる作家の作品すらも充分に讀むことが出来ない状態にあります。然も最も良き作家は又必ずしも最もよく世に知られ、且つポピュラーであるとは限らないのであります。私はまづ現代英國作家を便宜上左の三種に分類して申上げたを思ひます。

## 一 Writers for Amusement.

Sir Arthur Conan Doyle, Rudyard Kipling, Norman Douglas, G. K. Chesterton, E. Phillips Oppenheim.

## 二 Writers of sociological novels.

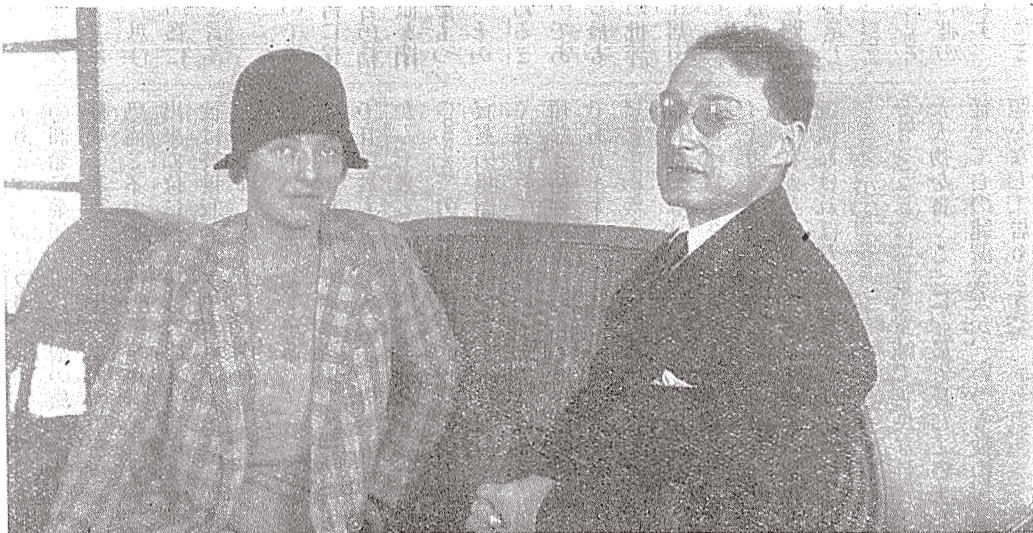
H. G. Wells, John Galsworthy, Huxley,

Hugh Walpole.

## 三 Creative Writers.

Thomas Hardy, Joseph Conrad,

George Moore, Arnold Bennett, D. H. Lawrence, E. M. Forster. I Writers for Amusement



(てにスウハ・ブラク學本) 妻夫授教ゾーヤチリ

ないと言ふことがあります。彼等はその最も傑出した Conan Doyle や Stevenson 等の著書ですら、吾吾がそれを再三再四讀返したいと思はせられることは稀なことであります。私はこれ等通俗作家は眞に存在の價値ある作家では無いと言はなければなりません。書物が多く賣れると言ふことは作家の商才と發行者の奸策とに大部分關係することであります一例を挙げれば

Oppenheim 氏の如き作家は英語の話される諸國に於て廣く讀まれてゐますけれども、英文學そのものに就て考へるべき彼の爲にこれだけ面目を改めたでせう。こちらから言へば Kipling は社會的及び創造的の書を書き或は書かんを試みた作家でありましたが彼が一度興味中心的な作家として世に認められるや、彼も又これ等の作家に異ならないことを私は考へざるを得ないやうになりました。

## 二 Writers of Sociological Novels

次に私が Writers of Sociological Novels と呼ぶ者の中は H. G. Wells, John Galsworthy, Huxley, Hugh Walpole, の諸氏があります。この分類に於て H. G. Wells は遙かに他の諸氏を凌駕した良き作家であります。加之、

彼は疑もなく現代の最も偉大なる教育家であります。現在に於ける英語の通ずる諸國で彼の書物によつて益せられてゐない國があらうことは考へられませんが。文學批評家達の言は「彼が若しこの時代の教育者たる道を選ばざりしならば、彼は必ずや一流の創造的作家となつてゐたであらう！」と言ふ點で一致して居ります。H. G. Wells は、世界の人人の記憶に残るべき價値ある人物や情景を創作すること

も必要ではあつたが、世人をより良く教導し現代文明の諸問題についての世人の判断をより明確に且つより健全ならしめやうとするところが、更に一層大切なことであるを考へたのであります。

John Galsworthy の Huxley 及び Hugh Walpole の諸氏は私の見るやうに從つて H. G. Wells に比較して寧ろ第二流の作家と言はなければなりません。但しこの中 Hugh Walpole 氏は現に生きてゐる作家の中最も尊敬されてゐる作家であります。保守的、傳統的且つ Conventional な作家である私は思ひます。彼はより突き進んだ作をしやうと努力しましたが成功しませんでした。

## 三 Creative Writers

數多くの作家の中で私が茲に Creative Writers と呼ぶものは最も困難で且つ最も高大のものであります。これ等の作家によつて著された名著は諸君が幾度も幾度も繰返して讀み得るものであります。この Creative Writers の私の呼ぶものの中は Thomas Hardy, Joseph Conrad, George Moore, Arnold Bennett, D. H. Lawrence, E. M. Forster 等の諸氏を挙げることが出来ます。

この表の最上位に私が挙げた Thomas Hardy は、極めて有名な作家で、私が茲に喋喋する迄もない位であります。彼の偉大な點は十九世紀の衝動に遭遇しながらも、而もその心の平衡を失はなかつた點にあります。十九世紀に於ては科學の急激な發展があつた。即ち新な科學的、産業的、及び機械的文明の成長はそれと同時に吾吾の生活の上に絶大なる變化を齎したのであります。傳統は根本から履

返へされてしまひ人生に對して新しい觀方を  
するに於て吾吾はこの衝動を感じました。英國に  
於て吾吾はこの衝動を感じました。吾吾は人  
生に對する古い傳統的觀方、新しい様式  
の觀方と結合する爲に生じた苦悶に襲はれ  
ました。吾吾は人生に於ける最も尊いもの  
のものを失ひ、且つ急激に開け初めた思ひ  
もよらない種種の出來事があつて、その爲に  
吾吾の人生に對する觀方を攪亂される言ふ  
危険に當面して來ました。

Hardy の偉大さは實に斯の點にあるのであ  
ります。即ち彼が、彼の Vision を明哲に保  
つてゐた言ふ點であります。彼は吾吾の精  
神に起きて來る言ふ言ふに對して彼の眼を閉  
ぢなかつた。彼は吾吾の眼前にその詩をもつ  
て人生の或る影像を現せしめました。その  
影像は吾吾の總てが人生に於て闘つてゐるこ  
ころの多數の困難を明瞭に認めてゐるのであ  
ります。されば現代の英詩人中に於ける最も  
偉大なる人としての彼の地位は、總ての批評  
を超越して極めて健固に打ち立てられて居  
ります。

彼の小説中に表はれた最も美はしき情景も亦  
人生に於ける最善であるところのものに關す  
る、この深刻、且つ明瞭なる諒解を吾吾に示  
して居ります。私は諸君に先ず Hardy の "Tess  
of the D'Urbervilles" を讀み、次に "Momen-  
ts of Vision" の言ふ一卷に収録された彼の  
詩を學ばれるやうに敢ておすすめて致します。  
Shakespeare の Vision が "Tragic" であつた言  
ふ意味に於て言ふならば Hardy のそれも  
亦 "Tragic" である言ふ言ふが出來ます。二  
年前に没した Joseph Conrad も同じくこの

Vision の所有者でありました。  
Joseph Conrad はポーランドの貴族の子に生  
れ十九歳迄は一語も英語を知らなかつたので  
あります。彼はフランス海軍に應募し後英國  
の商船に乘組みその放浪の旅を續けました。  
極端の寂寞はその作の主人公の特色であり、  
恐怖と不安とは何人の作にも比較することが  
出來ぬ位に描き出されてゐるのであります。  
彼は終世寂しき人であり、この言ふ言ふがその作  
に表はれてゐるのであります。

悲劇的詩人とは最も恐ろしく且つ最も悲痛な  
る人生の出來事が心に泛んだ際に、最も偉大  
で且つ最も美はしき觀念が最も力強く胸に泛  
かんで來る言ふ言ふの人である。  
Conrad の小説の中では、彼の恐怖と精神的  
寂寞の場面を想像する能力は、何時でも均し  
く表はれてはゐる。然も彼は或る勇氣と比  
類なき精神の高揚をもつて不絶努力したの  
であります。Conrad の最も良い小説は "The  
Nostromo" の "Under Western Eyes" である言  
ふ言ふは思ひます。

George Moore は Conrad よりも、より多く  
イギリス氣質をもつた偉大な作家であります  
若し私が英國人の生活を代表する小説を一つ  
選ばなければならぬとすれば、私は George  
Moore の "Esher Waters" を選んで、Geor-  
ge Moore は性來、單純で善良な性質をもつ  
た人物を書き出した、最も長じてゐました。  
従つて心の純潔な人が、いつも彼の作品の主  
題をなして居ります。  
Esher Waters の女主人公は一人の少女であ  
つて、その書名と同じ名前であるが、この少  
女は、この天賦の聖純さをもつて居ります。

次に Arnold Bennett は吾吾が現代の英國で  
見るやうな生活縮圖をそのまま示して呉れる  
のであります。彼は餘り重要でない書物も多  
く書いてゐますが、私は先ず "The Clayhang-  
er Family" の言ふ言ふ彼の長編小説をお讀みにな  
る言ふ言ふをおすすめて致します。Arnold Ben-  
nett は婦人に對する理解の深き言ふ言ふによつて  
知られてゐます。現代に生きてゐる作家中に  
彼ほど結婚を美はしく描寫し、或は婦人問題  
について彼ほど明確な内的觀察をもつてゐる  
作家は彼以外に英國にはありません。"The  
Clayhanger Family" の中には、過去七十年間  
に突如として英國に起つた變化の畫が見出  
されるのであります。それと同様な變化は日  
本にも起つたが、日本に起つた變化は、より  
一層急激であつたのであります。

D. H. Lawrence, 及び E. M. Forster 氏は共  
に新進作家で、未だ左程廣く世に認められて  
ゐないのであります。  
D. H. Lawrence の "Sons and Lovers" の言ふ  
言ふ小説の如きは、假令問題の解決を吾人に示し  
て呉れる言ふ言ふは出來ないとしても、ヨーッ  
パに於て痛感しつゝある現代の人生問題を明  
瞭に示して呉れます。同じくこれ等の問題に  
より明瞭に觸れてゐる人に E. M. Forster 氏  
がおります。若し諸君が今日の社會状態と古  
き英國との間の闘争に興味を持つてゐられる  
ならば E. M. Forster の  
"Howards End" の言ふ言ふ小説を讀まれるやうに  
おすすめて致します。

小説に表はれる、人間の心に對する疑深く且  
つ運命の多岐を信する意識は、現代の詩にも  
等しく表はれるのであります。吾吾は最早如  
何なる人生が求めらるべきか言ふ言ふを知

らなくなりました。餘りに多くの新しき生活  
様式が開かれ、餘りに多くの古い生活様式が  
閉されたのであります。如斯境遇の下に於て  
生活内容の豊富な人生、淺薄、皮相、且つ機  
械的な人生との差を最も鋭敏に感ずる言ふ言ふ  
の人は詩人であり、吾吾が所謂詩人とは、そ  
の心の奥底にある鋭敏な自覺的性質が、その  
人に最も重大な關係を及ぼす如き人を意味す  
るのであります。で、一方には、過去、幼年  
時、或は古代神話の傳説、童話、さては變化  
する言ふ言ふが最も少くして古き英國が現に存じ  
てゐる田園地方の言ふ言ふ等を詩に作る詩人があ  
ります。斯うした詩人の中で最も優れた人々  
は W. B. Yeats, Walter De La Mare,  
Roberts Bridges, Ralph Hodgson,  
Edmund Blunden 等の諸氏であるが、最後の  
二人は今日日本に居ります。又他面には人生を  
今日の世界の狀態によつて觀やうに試みつ  
つある詩人があり、これ等の中に Thomas Har-  
dy, T. S. Eliot, 及び Sheard Vines の詩氏  
がおります。この中 Vines 氏は同じく日本に  
來て居ります。現代の生活は種種の困難を齎  
らして吾吾に直面してゐるが、之等の詩人達  
はこの種種の困難をその詩によつて表現しや  
うと努めてゐます。如斯理由により彼等の詩  
は傳統的詩人の詩よりも諒解し難いのであり  
ます。詩人の天賦は先ず彼自身の感覺を秩序  
立て次に他の人々の感覺を秩序立てる力を傳  
達するにあつて、これが詩人をして人生に於  
て重要な地位を召めしむる所以であります。  
詩人は實に言葉の支配者である。何とすれば  
彼は人生の支配者である。且つ Matthew Arnold  
の「正確に人生を觀よ、而してその全體を知れ  
！」と言つた言葉の如く爲し得るからであり  
ます。(霜村生抄譯)

何なる人生が求めらるべきか言ふ言ふを知

# マーシャル夫人訪問記

在ロンドン 戸田省三

別項學内報所報の通り、留學生戸田省三氏逝去の悲報到達に後るるこゝ二日、宮島教授宛に送つて来たのが本稿である。或はこれが同氏の絶筆ではないかといふ一種特別の哀感を抱きつつ、ここに掲載する。

(編輯者附記)

豫め面會日指定を頼んだ手紙を出して置いた所が十一月十三日(土曜日)午後四時頃お茶に来てくれこの返事が来ました。黒梓のレタペイバも其に書かれた筆跡も日本に居る時宮島教授の所で度度見たこゝがあつたので見覚えがありました。早速承諾の旨を返事して置きました。

十一月十三日は朝から雨が降つて居ました。私がロンドンを離れる頃には風さえ加はつて雨を汽車の窓に打ちつけて外の景色は見えませんでした。指定の時刻より少し前にケンブリッジに着いてマーシャルの墓に詣で、幸にして空でも晴れたらば寫真なき撮らうと思つて寫真機を携えて行きました。午後二時三十分頃ケンブリッジに着きました。が雨は止みさうにもありませんでした。晝飯を早々に済まして自働車で夫人の家に駆けつけました。ケンブリッジの町端れの閑静な所でありました。三尺位の高さの垣根を切つた門の左側に番地を表す6の字と Battalion House と云ふ字が眼につきました。門から五間ばかり離れて家が建つて居ります。屋敷の中の樹の葉も、家を匂つて居る蕙の葉も最早散つて居りました。玄関に出て来たのは四十格好の女中でありまし

た。早速二階の書齋に案内せられました。其處で讀書でもして居られたらしい夫人は快く私を迎えて下さいました。マーシャルの年齢から判断して夫人は七十歳位であらうと思はれますが、丈の高い逞しい感じのする體格をして居られます。私は先づ約束の時間より早く来たのを御詫びして、これはマーシャルの墓に詣でやうと考へたからで、墓へ行きたいから墓地のある所を教へて下さいと申しました。夫人は「墓と言つても何も見るべきものはありません、唯一枚の平たい石を横へて其れに「アルフレッド・マーシャル、一八四二年七月二十六日出生、一九二四年七月十三日死亡」

と書いてあるだけであります。マーシャルは何事もアツサリしたものを好んで居ましたのでさうしたのであります。今日は雨風で寫真も撮れないからお止めなさい」と申されました。私も後に再度来る機会もある事と強ひて夫人の言に逆ふ事せず語りつづけました。



マーシャルの死後二年餘の歳月を経たりとは云へ墓の事なき語る時は夫人の眼の前に悲しき葬儀の模様なき浮ぶのでありませう。夫人の眼は潤むやうに見受けました。私は第一に墓の話をした事を後悔して話題を轉じました。夫人は「宮島教授から貴君をピグー教授、ケインズ氏等に紹介してくれと言つて来て居るので先日ピグー教授にも話して置いたが何時會ふか」と言はれました。私は其は有り難い。同じ會ふならピグー教授の著書を讀了してからの方がよいと思ふから、近い内に、また手紙で打合せをさせよう」と答へて置いた。

其から夫人はケンブリッジの經濟學部の模様を語られました。ケインズ氏は一週に一回来て貨幣の講義をして居るが之は今學期だけで終りさなる。

ケインズ氏は忙しいので中々面會の機會を作るのが困難だ。經濟學部はピグー教授が受持ち、同じく原論の初歩はロバトソン氏が擔任して居たのであるが、同氏は先般ロシアを通じて東洋へ行つた。今は日本に居る筈である。支那に立寄つて來春歸英するのであるが其の不在中はショウヴ氏が同講座を受持つて居る。ヘンダスン氏は以前講義をして居たが今は去つてネーション誌の主筆となつて居る。此の雜誌の主筆も重要な仕事であるので、ケンブリッジは同氏を失つても諦らめるべきである。

夫人は嘗てマーシャルと共著で本を出した程經濟學に造詣の深い人であるだけに其から其へも學問的な話を語り續けられました。ケンブリッジ經濟學部長ピグー教授、イコノミツクチャール主筆として華華しく論議をするケインズ氏、イコノミスト誌主筆たるレイトン氏、ロンドン大學教授ポウリー氏等はマーシャルの直弟子であり、弟子の弟子に當るロバートソン、ヘンダスン、ショウヴ等の諸氏も重要な地位につき或は續々として著作を發表し、マーシャルの流れを汲む此の一派がケンブリッジ學派と稱せられて學界に重きを爲す有様に夫人は満足して居られるやうでありました。

我が茶を飲みつつ話した室はマーシャルの書齋であつたのであります。夫人は之はマーシャルの非常に好きであつた室であるを前置きして色の事を語られました。暖爐棚の上にはスミス、マルサス、リカード、デヴオンズ等の寫真が並べてあり、壁にはマーシャルの好んだ繪や寫真がありました。ミケラン

ヂエロの彫刻の寫真なご目につきました。室を堆めて居た幾千冊の書籍の大部分は今もマーシャル圖書館に移されて居るのであります。此の圖書館はケンブリッジの或る家の數室を占むるもので、夫人は毎日午前十一時から午後三時頃まで其處に出張して若い經濟學生の爲めに何か世話をして居られるのであります。

私はマーシャルの傳記を翻譯した關係上彼の生活等については豫備智識がありますので、話はそのから其へ彼の事について進みました。室の中程にソファがあり其の後にピアノがあります。此のピアノは電氣で動く自働式のものであります。此がマーシャルの讀書、著作に疲れた時唯一の慰安としたものだ云ふ事は彼の傳記を知る私には直覺されました。夫人に其の事を申しますと、夫人は「彼は晩年には一度に一時以上勉強する事を許されなかつた。其頃彼は此のソファの上に寝ころんで三十分以上も續けて此のピアノを聞くのであつた。彼は自分で發明をして寝ころんだ儘で糸を引けばピアノが一人で廻り又他の糸を引けば其が繰り返されるやうな装置をして居た。彼はベートホーフエンのものが非常に好きであつた。」なご語られました。そして何か一曲懸けて聞きましたか、ごんな曲が好きかご申されました。私はマーシャルの最も好きなものが聞きたいと申しますと夫人はピアノに曲紙を入れ自ら調節をしながら聞かせて下さいました。電氣のモーターは壁の外で廻つて少しも雜音がせぬやうになつて居ります。曲はベートホーフエン作品七番のソナタでありました。

雨も風も止んだらしい外は靜かに暮れて居

した。二人は黙つて曲に聞入りました。私の眼の前には白髪にトルコ帽を頂いた老マーシャルが黙つて暖爐の火に見入りながら、一生を懸けても尙解決し得ざりし難問の事を考へ次にはニンフ踴る暗い森の中の湖の光景を想像し、若い日の事さも思ひ浮べ、又次には爐棚の守護聖神の像を見つめつつ時に「我行くべき道を行きたりや」なご考へて居る様が浮びました。

夫人の眼は涙に潤つて来たやうに見受けられました。私は此以上夫人の涙を増す事は言ふまいごは思ひましたが、言はずんば私の思ふ事を傳へる事が出来ない。私も少し涙ぐみつつ語りました。

私はマーシャルの傳記を翻譯するに當つて、彼が死の直前に於て精力は衰へ記憶力は全く失せて居るにも拘らず一生を傾けた勞作を纏めんと欲して毎朝仕事を始める希望を以て眼覺むるのであつた云ふあたりには於ては、すべてを失つても尙失はずに残して居る學問的精進の心に對し崇敬の念を禁ずる能はざるに同時に其の精進の意氣を持つて雄雄しくも死に戦はんごする彼に敢て力を藉さざる天の無情を怨みて幾度か眼に涙したものである。私は更に夫人の涙を増す事を恐れつつも此の事を語りました。するご夫人はマーシャルの臨終の模様なご詳かに語られました。

死の直ぐ前の頃には彼の記憶力は全く失せて居た。又醫者の奨めもあつて彼がごんなに重態であるかは彼に知らせないやうにして居た。自然彼は自分が病氣である事を全く忘れてしまふのであつた。彼は何故に醫師や看護婦が自分に侍るかを解する事が出来なかつた。別に苦しい病氣に罹つて居た譯でもない

ので毎晩「明日からは元氣になつて仕事をやるのだ。明日から僕は「自由人」になるのだ」言つて寢についたのであつた。一九二四年七月十二日は土曜日であつた。明日から仕事をすることを言つて寢に就くを常とした彼も此の日は「明日は日曜日だから仕事はやめやう」言つて床に入つた。翌日曜日には容體が少し悪くなつた。醫師の注意もあり本人の希望もあつたのでロンドンからケインズ氏をシレイト

ン氏を呼んだ。ピグー教授も勿論来た。夫人も来た。かくて彼は一九二四年七月十三日曜日に自分の愛弟子に護られつつ些の苦しみもなく安らかに永き眠りに落ちたのである。

夫人は爐の前で茶菓をすすめながら尙色色語りつづけられました。マーシャルが屋外で勉強する云ふ趣味に基いて自分で發明して廻轉するやうに作つた勉強小屋——之を彼は箱舟と呼んだ——は彼の死後レイトンの宅へ持つて行つて小供の遊び場となつて居る事も語られました。又石川興二先生が訪問した時の事も私の間に答へて記憶をたどりつつ語られました。そして石川先生の贈られた佛文の日本紹介書を見せて下さいました。又マーシャルが政府の諸調査會に提出報告した論文集も今日出版所から送つて来たばかりだと言つて見せて下さいました。マーシャルの古い門弟の一人である添田壽一博士から贈られた刺繡等も見ました。

それから宮島教授から夫人へ贈られた品物を呈して種種説明を附け加へました。マーシャルが生きて居たらごんなに喜ぶだらうと言はれました。夫人も非常に満悦の様子で、フクサはクッションにでもなすつたらよいでせう

と云ふ私の説明に反對してクッションにするのは惜しいと云はれました。そして高島屋のマークのある包紙を私が肩籠に入れやうとするのを止めて其の紙も美しいではないか残して置かうと言はれました。

マーシャルの寫真ご其の住家の寫真ごを一枚づつ頂き又ピグー教授ケインズ氏等の寫真も見せて貰ひました。關西大學に翻譯權を貰つた Memorials of Alfred Marshall の譯書も本年中には出版の豫定であるから何れ御手許に届きませうなご話して翻譯の困難等についても語りました。

二時間餘も話しをして居ましたので辭して歸らうとするご家の中を一巡見せて下さいました。階下の食堂は隣室ごの境を打ち抜く様に出来て居ました。私が此處でワグナーやビールソンやが来た時に會をやられたんですねと言へば夫人は其のみならずトマス・マン其他勞働運動の指導者等も度度來て會合を開いた事を語られました。四十年以上もマーシャル一族ご生を共にした忠實な下女も死んで居ませんでした。

マーシャルの弟子が彼の熱心な指導ご人格ごに激勵せられて我が進むべき道此處に在りご感じつつ貸し與へられた脇に餘る書物を抱へつつ此の同じ道を歩いたであらうご想像しつ

つ私は雨上りの靜かなマディングリ・ロードを歸りました。(終)

挿繪 説明

マーシャルの家 Balliol Croft であります。左側に佇むはマーシャル夫人であります。 Balliol Croft の名の寄つて来る所以は、夫人のお話によると、昔マーシャルが Oxford の Balliol College に Tyndale の後を受けて教鞭を取つて来た際病氣になつた。その時該 College の Master の好意で充分な養生をすることが出来恢復した。この O.Knope 時代を記念するため名づけたのである。(筆者附記)

# 學 報

## 大正天皇奉悼式舉行

大正天皇御登遐の悲報傳はるや、昭和元年十二月二十六日午後二時、本學では千里山學庭に於て奉悼式を舉行し、教職員並に學生生徒一同登學して遙かに哀悼の意を表し奉つた。尙ほ即刻同日附を以て本學學長の名に於て、今上天皇陛下に皇太皇陛下に宛て奉り天機竝に御機嫌を奉伺した。

## 大正天皇御大葬遙拜式舉行

大正天皇御大葬の當夜、即ち本月七日午後六時から、本學では福島學舎學庭に於て遙拜式を舉げ、學部、専門部並に附屬關西甲種商業學校及び同第二商業學校の教職員並に學生生徒一同参列の上、遙かに大儀を拜し奉つた。

## 通常協議員會開催

昨年十二月二十四日財團法人關西大學通常協議員會を開催し左の事項を決議した。

- 一、大正十四年度歳入出決算に關する件
- 一、大正十五年度歳入出更生追加豫算に關する件
- 一、大正十六年度歳入出豫算に關する件
- 一、福島學舎移轉に關する件

## 第三學期授業開始

本學年度第三學期授業を左の通り開始した。  
 學部各科各學年共 一月十七日より  
 大學豫科各學年共 一月十七日より  
 専門部各科各學年共 一月十七日より

## 來學年度學生募集

昭和二年度的本學學生を左の通り募集することに決定した。

本學千里山學舎位置元標前照(記事参照)



大學豫科第一學年  
 出願期間—二月十五日より四月五日まで  
 入學試験—四月七日より同九日まで千里山學舎に於て施行  
 専門部各科第一學年  
 出願期間—二月二十一日より三月三十一日まで

入學試験 四月八日及び十一日

## 福島學舎移轉地決定

這般大學令に依る大學の設立を見るに至るま

では、専門部は本學の主體をなせるものであつて、今後も尙ほ學部を併立し、益重要な部門としてその機能を發揮しなければならぬものである。而して同部に學んだ者は既に四千を超へ、我國法曹界を初め社會の各方面に活動しつゝあるのは普く世の認むるところである。既にかくの如き歴史を有し、且つ現在二千有餘の學生を擁してゐるが、將來も雖も長年月を費して千里山學舎に學ぶ機縁を有せず而も尙ほ進學の志厚き人人に取つては必要缺くべからざる機關である。この故に同部は千里山學舎の完備を相俟つて、益その施設の擴充を圖るべきである。時恰も現在同部の學舎たる福島學舎の校地の一部は鐵道用地として收用せられ、殘地は校地に適せざるに至るべきを以て、ここに學舎移轉の必要起り代地物色中のところ、今回天神橋筋六丁目新京阪電車の起點に近き市有地二千三百餘坪の讓渡を受くることに決定した。

該地點は千里山學舎との連絡上並に市電の利用上間然するところなく、現在の福島校地に比し修學上更に一層便利である。ここに鐵筋コンクリート三層延二千坪以上の新學舎を建設せんし著著その計畫を進めてゐる。この新學舎の設備が一度完成せんか、千里山學園の施設と相呼應して本學は學界並に教育界に於て一層よくその使命を果し得るであらう。(表紙挿入の地圖は本學教職教官田中哲少佐を煩はしたものである)

## アイ・エー・リチャーツ

### 教授の來學

去月二十四日、來朝中の英國ケンブリッジ大學、モードレン・コレッチ英文學教授アイ・

イー・リチャーツ(I. A. Richards)氏を本學千里山學舎に招じ、一場の講演を請ひ、その快諾を得た。即ち同日午前十一時、教授は夫人同伴來學、クラブ・ハウスに小憩の後十一時半講演會場に臨まれた。

會場は本學教職員並に學生一同に依つて埋められてゐる上、特に同校教授の引率の下に來聽せる大阪府立女子専門學校英文科學生數十名を初め、學外からの來聽者も多く、殆ど立錐の餘地もない盛況裡に、先づ宮島教授の紹介に次で佐々教授が邦語で講演の梗概を紹介し、かくて右リチャーツ教授は「現代の英文學」なる題下に約一時間に亘り、その専門の蘊蓄を披瀝せられた(別項講演要録参照)

右終つて教授夫妻は再びクラブ・ハウスに引上げ、本學諸教授と午餐を共にしつゝ、種種歡談を交へ、午後二時頃辭去された。因に同教授は同月二十八日正午、大阪放送局に於て本學學報局員霜村盛郷氏通譯の下に、略同一内容の放送講演を試みた。左記は教授が本學の畫帳に書き止められたる記念揮毫である。

Osaka 24th, January, 1927.

Believing that the chief need of the world is a greater understanding among peoples and that the study of literatures is our best instrument for this end, I am very happy to have had the opportunity of speaking about Modern English Writers before Kansai University. I can not sufficiently express my grateful sense of the cordial welcome offered to me. The hospitality of the University has given me an ever memorable impression of Osaka and of the courteous friendly spirit of Japan.

I. A. Richards

Fellow and Lecturer at

Magdalene College, Cambridge,

England.

### 關西大學ドイツ文 化研究會創立

本學には既に英語會及びフランス文化研究會があつてそれぞれ活動してゐるが、これらに對し未だドイツ語並にドイツ文化の研究を中心とする會のないことを遺憾とする聲が豫てから聞えてゐたところ、この程その機が熟して去る一月三十一日ドイツ語に關係ある教授講師諸氏相寄つて研究會設立の相談會を開き第一六頁所載の會則の下に「關西大學ドイツ文化研究會」を設立することを決議した。尙ほ當分の間宮島教授が會長の事務を執り、役員その他詳細の事項は後日確定される筈である。

### 留學生戸田省三氏の訃報

昨年四月二十九日神戸出發渡歐した本學留學生戸田省三氏は、その後屢報の通り、無事目的地に到着、スイス及びイタリーの旅を終へて最近ロンドン大學に入學し専心勉學中この報があつたが、出發後滿九ヶ月目の去月二十九日、かねてより同氏のため種種配意を吝まされなかつた本學贊助員、大阪商船株式會社ロンドン支店長中村榮藏氏より悲電あり、同月二十八日午後二時、突然腦溢血のため逝去したとのことである。尙ほ同電によれば、遺骸は三十一日同地に於て茶毘に附し、遺骨を本月二日シベリア鐵道に依り歸朝の途につかれ

る國吉某氏に託送の筈このことであつた。その餘のことに就ては未だ詳報に接しないが、青雲の志空しく異郷の煙ミ化した同氏を惜しむことは勿論、成業歸朝の日を只管待ち詫びて居られた遺族各位に對し、ここに謹んで一入なる哀悼の意を捧ぐるものである。尙ほ生

リチャード教授筆記會存像



前、死後共に同氏のため一方ならぬ御配慮を忝ふした中村榮藏氏その他の各位に深謝する次第である。

### 本學關係者動靜

木下孫一氏（幹事、講師）今回此花區上福島北一丁目二九、但梅田教會西入南側に轉

居

腰高員雄講師 今回京都市藤井多喜馬氏四女文字嬢ミ華燭の典を擧げらる。

今山實講師 本月十二日北區中之島朝日會館に於て大阪朝日新聞社の依頼を受け「植民史話」なる題下に約一時間に亙り講演した。

### 附屬第二商業學校

#### 彙報

第三學期始業式舉行 一月八日午後五時から第三學期始業式舉行、教職員生徒一同出席、木下主事の訓示あり、六時半閉式した。尙ほ當日出席の宮島關西大學事務理事は一同の爲め特に一場の講演を試みられた。

第三學期授業開始 一月十日から各學年共第三學期授業を開始した。

第三學年授業終了 本校第三學年第三學期の授業は去る二月五日を以て終了した。尙ほ同月九日より十五日まで卒業試験を施行する筈である。

來學年度生徒募集 本校では昭和二年度の生徒を次の通り募集することに決定した。

#### 一、募集人員

第一學年 約百八十名

第二學年 補缺若干名

#### 二、入學試験

學科試験 三月二十八日

人物考查 同 二十九日

身體検査 四月 二日

### 本學關係國家試験

#### 登第者

本學校友若くは在學生中左記諸氏は、昨年度施行の各種國家試験にそれぞれ合格した。

#### 高等試験司法科合格者

專法三在學 道工 隆三  
大一四專法 岡島 澄男  
大一大大法 福西 新右衛門

大正十二年法律第五十二號に依る試験合格者

大一二法 市橋 大吉  
大九法 西家 敬治  
大一一法 太田 元  
同 笠置 省三  
大一二法 吉田 仲治  
同 中根 孫一  
大九法 浦田 關太郎  
大一二法 木村 檜太郎  
大一一法 宮野 宗一

#### 文部省檢定本試験合格者

專文三在學 宮本 三七雄  
大一三商 飯田 金左衛門

### 正 誤

本誌前號第九頁「メンガー著「歴史主義の誤謬」に就いて」の文中左の通り訂正す。

一、第一〇頁第二段第二十行以下三行を

「分析し、其要素を別別に二つの方面から——は他の要素と結び付けて総合的に、他は他の要素と分離して孤立的に——研究することにである。」と訂正

二、同頁第三段第一行第二行を全部削除

# 校友彙報

## 十五經會創立總會

大正十五年度本學專門部經濟科出身者の中有志数名は、同科出身者相互の連絡並に親睦を計るべく豫てより協議中であつたが、各自意見の合致を見て去る大正十五年十二月十八日午後六時半より心齋橋片屋に於て創立總會を開いた。時恰も歳末ではあり且つ先帝御不例の折柄極めて質素に會を開いたが、左記の通り熱心なる出席者あり、別項の通り會則を決定し幹事推薦の上靜かに閉會した。尙當日の出席者は、三宅、森、平田、平川、土肥、芦田(喜)、川上(武)、藤本、藤井(迪)、松岡、前、廣田、瀬尾の諸氏であつた。

## 十五經會會則

- 一、本會は關西大學專門部經濟科十五年卒業生を以て組織し十五經會と稱す。
- 一、本會は會員相互の親睦、連絡、智識交換並びに母校の發展向上を企圖するを以てその目的とする。
- 一、本會は毎年二回適當の地を選びて會合を催す但し特別の事由により臨時會合を催すことあるべし。
- 一、本會は別に會費を徴收せず、會合の際、その實費を徴收す、但し通信費用として毎年五拾錢を徴收す。
- 一、會員各自の移動に就きては年三回會員動靜報告を發行す。
- 一、本會に幹事六名を置き前記各項の事務を進行せしむ。
- 一、幹事の年限は一ケ年とし年毎後期總會席上に於て推薦す。

## 十五會創立

大正十五年度專門部法律科出身者をもつて新に十五會を組織し去月十六日茶臼山雲水寺に於て發會式を兼ねて懇親會を開いた。當日は大野、川崎、野中、辰巳、木戸諸師をはじめ左記の通出席者があつた。

- 西元梅松、富川竹二郎、島山與市郎、大塚俊勝、柏原宙藏、笠原秀治、吉田錦一郎、吉富壽、高橋
  - 十二、高濱宇之吉、高原孝吉、辻井安英、辻本房次郎、永田瞭、中島義一郎、村永洵、植田完治、築瀬春雄、矣野熊一、安富敬作、山中源喜、真鍋竹二郎、福岡鼎、江原勝三、喜多憲輔、木村末松
  - 三宅滿太郎、土方五之助、松本廣治、菅誠一
- 尙同會會則及協議員當選者は左の通りである。

## 十五會會則

- 一、十五會事務所を大阪市西淀川區大和田町四二
- 三、吉田錦一郎氏方に置く。
- 一、毎年秋季に定時總會を開く外春季に例會を催はしその他の事業をなす筈。
- 一、會費は三ヶ月毎に壹圓拾錢とし振替貯金拂込のこゝ。
- 一、同季卒業生を全部會員とし會費は大阪その他近府縣在住者負擔す、會員の消息通信を歓迎す
- 協議員 西元梅松、富川竹二郎、島山與市郎、大塚俊勝、吉田錦一郎、吉富壽、高橋十二、高濱宇之吉、高原孝吉、永田瞭、村永洵、植田完治、築瀬春雄、真鍋竹二郎、三宅滿太郎、奥野秀吉、中塚芳郎、長尾景平、島村保穂、白井隆介の諸氏。

## 校友中川庸太郎氏より來信

目下ニューヨーク、コムビア大學に在學中の校友中川庸太郎氏は最近官島事務理事宛左の如き書翰を寄せた。

「拜啓時下向寒の候に御座候處先生には益御清祥奉賀候。千里山學報毎頁戴仕居候クラブ・ハウス見事に出來上り候寫眞拜見仕り又立派なる運動場も竣工せし趣校運昇天の様何れも先生の御努力によるものニ欣喜此の事に御座候。只今

1. Public Finance by Prof. Seligman.
2. Type of Economic Theory by Prof. Mitchell.
3. Statistics by Prof. Chadlock.
4. New York Money Market by Prof. Beakhart.

の四コースに出席罷在候セリグマン教授の Public Finance は同教授得意の部内丈に構想雄大時時諧謔を交へ絢爛たる System に加ふるに引證該博なる歴史の修飾微に入り細を極むるあたり流石老大家たるを思はせ申候。Type of Economic Theory を講述しつつある教授 Mitchell 博士に就いては既に定評も有之 Vehlen 及 Davenport 等に一味通ずる人ならんかぞ存候。殊に前者に對しては共鳴深き由聞及居候(中略)。學校に於ける Requirements は中重荷にて語學力の不足に加へて、故國にて經驗仕候勉強方法と全く趣を異にせる研究法をさらざるべからざる爲め、日夜多忙を極め居候て心ならずも無音に打過申候段御寛容爲被下度候(下略)。

## 校友動靜

笹田英男氏(大八法) 過般東京市芝區神谷町三三横山方にて法律事務所を開設した。  
今西貞夫氏(推) 從來松山區兼地方檢

事なりしが今回下關區兼支部檢事に補せられた。  
北本常三郎氏(明三七法) 先般名古屋地方部長に補せられた。  
瀧石政次郎氏(推) 先般津山區兼支部檢事に補せられた。

山本芳三郎氏(大九商) 過般愛媛縣西宇和郡八幡濱町裁判所通に法律事務所を開設した。  
森岡保喜氏(明三一法) 今般東京市下谷區長に就任した。  
大石龍氣氏(大四法) 今回加島信託株式會社に轉動した。  
白井一夫氏(大四五法) 今回徳島歩兵第四十三聯隊に一年志願兵として入營した。  
吉村眞一氏(大五五大法) 今般内務省社會局屬に補せられた。  
松川一男氏(大五五大商) 今回京都騎兵第二十二聯隊に一年志願兵として入營した。  
梅川伊之助氏(明四三法) 先般臺灣高雄州會計課長に補せられた。  
鹽田親雄氏(大九法) 今回大津地方裁判所より金澤地方裁判所判事へ轉補せられた。  
腰高貞雄氏(大一二經) 先般京都藤井多喜馬四女女子嬢學華燭の典を擧げた。  
石塚大藏氏(明三九法) 先般大阪府西淀川區長に就任した。  
河内透氏(大五專法) 先般和歌山歩兵第六一聯隊第二中隊に入營した。

## 校友住所移動

笹田英男氏(大八法) 東京市外大崎五四六  
平井正義氏(三商) 東京市外千駄ヶ谷八七〇  
酒井憲一(大六商) 神戸市灘野町四ノ五六谷口竹松氏方  
磯浦夏雄氏(大五專經) 大阪府下吹田町字前野二七

法覺 稔(大)四法 兵庫縣西宮市外香櫨園香櫨  
通  
椿 了(大)九經 八幡市枝光港町三ノ一九二  
一三 菱鑽業株式會社社牧山骸  
炭製造所

中塚芳 郎(大)五專法 大阪市住吉區澤之町一〇  
安岡 通(大)五專法 神戸市尻池御藏通四ノ九六  
岡部健 助(大)二法 滋賀縣彦根町學士橋近江銀  
行彦根出張所

岸本 到(大)四大法 朝鮮大邱府東城町二ノ一七  
山本芳三 郎(大)九商 愛媛縣西宇和郡八幡濱通裁  
判所通

原 騰(大)一二經 神戸市東山町二愛知館  
後藤德太郎(明)三二法 東京市京橋區南傳馬町三ノ  
中西恒 三(大)一四經 大阪市西區南堀江通六ノ二  
○山本葉那方

岡田清 作(大)一法 大阪市西區區柳通一丁目  
吉村眞 一(大)五大法 東京市豊多摩郡代々木一五  
五八  
神保敏 男(大)五大法 大阪市西區澁川區浦江六〇三  
ノ一

谷口隆 佳(大)五大法 兵庫縣寶塚一室別宅  
石川敏 雄(明)四五法 大阪市社會部  
小川言 吾(大)三專四專法 東淀川區三國本町一六  
二ノ一

腰高真 雄(大)一二經 兵庫縣武庫郡西灘村岩屋一  
三一  
瀧本 貢(大)七法 北區堂島船大工町一九  
横井吉 造(大)一經 東京市芝區本芝町四ノ三三  
阪垣瑞株式會社東京出張所

井内源 次郎(大)一二法 朝鮮京城郡紹起郡永登浦  
内藤滋 治(明)四五經 住友銀行日本橋支店  
高井敏 夫(大)一三經 京都府加佐郡東大浦村字成  
生

校友改姓名

大八法 本(舊) 田英男 笹田英男  
大二三經 壺内敏夫 高井敏夫

關西大學ドイツ文化研究會會則

- 第一條 本會ハ關西大學ドイツ文化研究會ト稱ス
- 第二條 本會ハドイツ語及ビドイツ文化ヲ研究シ併セテ日獨間ノ智的並ニ道德的關係ヲ密接ナラシムルヲ以テ其目的トス
- 第三條 本會ハ其事務所ヲ關西大學千里山學舍ニ置ク
- 第四條 本會ハ左ノ會員ヨリ成ル
  - 一 名譽會員
  - 二 特別會員
  - 三 通常會員
- 名譽會員ノ稱ハ本會ニ於テ適當ト認ムル人士ニ之ヲ呈ス
- 特別會員ハ關西大學教職員ニシテ本會ノ目的ニ贊同シタル者トス
- 通常會員タリ得ル者ハ關西大學學生ニシテ第二條ニ規定スル研究ニ特殊ノ興味ヲ有スル者トス
- 通常會員ハ會費トシテ月額金參拾錢ヲ納ムルモノトス
- 第五條 本會ニ會長一名副會長一名及ビ幹事若干名ヲ置ク
- 第六條 會長及ビ副會長ハ特別會員中ヨリ之ヲ選舉シ其任期ヲ三ケ年トス
- 第七條 幹事ハ通常會員中ヨリ會長之ヲ指名ス
- 幹事ノ任期ハ之ヲ一ケ年トス
- 第八條 會長ハ本會ヲ統理ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長差支アルトキハ之ニ代ル
- 第九條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ庶務會計ヲ掌理ス
- 第十條 會長ハ毎年一回總會ヲ開キ會務ヲ報告スルモノトス

**SATZUNGEN**  
DES  
VEREINS FÜR DIE FORSCHUNG  
DER  
DEUTSCHEN KULTUR AN DER  
KANSAI-UNIVERSITÄT

§ 1. Der verein heisst "Verein für die Forschung der deutschen Kultur an der Kansai-Universität" (Kansai-Daigaku-Doitsubunka-Kenkyukai).

§ 2. Der Verein stellt sich die Aufgabe des Studiums der deutschen Sprache und Kultur und der Vertiefung der moralischen und intellektuellen Beziehungen zwischen Deutschland und Japan.

§ 3. Der Verein hat seinen Sitz im Hauptgebäude der Kansai-Universität zu Senriyama.

§ 4. Der Verein besteht aus den folgenden Mitgliedern:

- a) Ehrenmitgliedern,
- b) Speziellen Mitgliedern und
- c) Ordentlichen Mitgliedern.

Die Ehrenmitgliedschaft wird Persönlichkeiten angeboten, die sich besondere Verdienste erworben haben.

Spezielle Mitglieder sind die Professoren und Beamten an der Kansai-Universität, welche den

Zwecken des Vereins Interesse entgegenbringen.

Ordentliche Mitglieder sind die Studenten der Kansai-Universität, welche ein lebhaftes Interesse für die Zwecke des Vereins haben.

Von den Ordentlichen Mitgliedern wird ein Monatsbeitrag von 30 sen erhoben.

§ 5. Der Vorstand des Vereins setzt sich zusammen aus einem Präsidenten, einem Vize-Präsidenten und einigen Geschäftsführern.

§ 6. Der Präsident und der Vize-Präsident werden aus dem Kreise der Speziellen Mitglieder auf 3 Jahre gewählt.

§ 7. Die Geschäftsführer werden von dem Präsidenten aus dem Kreise der Ordentlichen Mitglieder ernannt.

Der Geschäftsführer bekleidet sein Amt für die Dauer eines Jahres.

§ 8. Der prääsident leitet den Verein.

Der Vize-Präsident hilft dem Präsidenten und ist sein Stellvertreter.

§ 9. Die Geschäftsführer besorgen unter der Leitung des Präsidenten allgemeine Geschäfte des Vereins und führen die Vereinskasse.

§ 10. Der Präsident muss jährlich mindestens einmal eine Mitgliederversammlung einberufen, auf der alle geschäftlichen Mitteilungen des Vereins berichtet werden.



# 大阪府市會議長と しての本學校友

本學校友にして大阪府市政界に樞要の地歩を占むる諸氏は何時の時代にも數少くない。會て監事山口房五郎氏が市會に議長たりしことあり、又校友廣瀬徳藏氏が府會を統べたるたこともあつた。現在に於ては、本學の校友にして理事である白川氏が市會に、校友にして協議員である内藤氏が府會に、同時に議長としての重責を帯びて居られる。即ちここに右兩氏の面影を誌上に髣髴せしめんとする所以である。

▲辯護士 大阪市會議長  
關西 大學理事 白川朋吉氏  
(本學推薦校友)

粉雪交りの朔風行人の襟に沁む冬の日、筆者は北濱に白川朋吉氏の門を叩いた。時しも市會に出席せんとしてゐられた氏は、多忙な中にも筆者の訪意を諒して少時を割き、靜に感想の一端を漏らされた。茲に氏の談話の梗概を記して、その人となりを感じたいと思ふ。

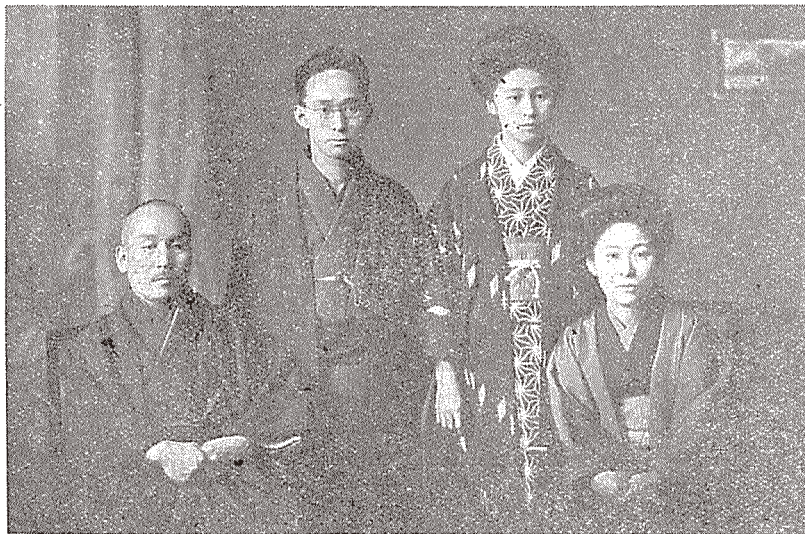
『私はこれまで本職の辯護士以外になるべく他の仕事に携らないやうにしてゐましたが、一昨大正十四年の五月だったかと思ひますが同じ校友の山口房五郎氏から市會議員になれと言ふ懇切な勧誘を受け遂に決意して候補に立ちました。幸に同年六月に行はれた市會議員の改選に於て當選し、次いで六月三日に行はれた役員選舉に於て議長候補に推され、こゝまた當選し、今日に至るまでその職を穢してゐる譯です。私は元より不偏不黨ですが、

現在の大阪市會議員は全部で九十二名あり、私を除いて更正會の五十名と革新同盟の四十一名の二黨に別れて居ます。』

『私が在任中に最も努力した事業ですが、それは何と言つても決定を見たものの中では昨年に至つて漸く實現するこゝの出來た學制統一問題でした。これは兎も角も、ほほ庶幾の通り實行するこゝが出來たのですが、まだ懸案中のもので、目下極力してゐるものに、特別市制促進運動があります。この特別市制實施は多年の懸案であり今後も尙相當の困難を伴ふやうですが、私は鋭意これが實施促進に盡して見やうと思ひます。

何と言つても人口三萬以上の都市と人口二百萬以上を有する大阪市の同制度の下に立つと言ふことは不條理極まることに違ひありません。大阪市の如き形大且つ廣汎な市政を處理して行くのに僅か人口三萬内外の小都市と同一の手續を経なければならぬ現在の市制の下にあつては、事務處理上の煩雜は實に豫想以上で、郡制廢止以後に於ては町村長はその書類を直ちに府縣知事を經て内務大臣に達し、大阪市の如き大都市に於ても府知事を経由してなければ内務大臣に到達せしむるこゝが出來ないので、如斯きこゝでは、特に急速且つ簡明を欲する大都市の市政に非常な支障を來すのであります。

故に特別市制を實施して大都市は直接主務省の管轄下にその行政に當るやうにしやうと言ふのであります。これまでは、東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸、の六大都市が聯合してこの運動に携はつてゐますが、その中でも特に東京及大阪は一日も早く特別市制を



白川朋吉氏の家族

として大阪特別市制案を、在阪貴衆兩院議員の盡力により提出するやうにしたいと思ひます。尙大阪市には特別市制期成同盟會と言ふものもあり、共にこの促進運動に携はつてゐます。近く私も上京して政府並に各政黨議員の間を訪問して大いに盡力して見たいと思ひます。』

『趣味としては別にこれと言つてありませんが、新書、新書を見ることを特に楽しみしてゐます。新しい書讀と言つても私が特に珍重しますのは専門家のものではなく、人物を主として見るのです。故に必ずしもその書讀の有名無名を論ぜず、社會に實際立つて活動しつつある人人の書讀を見てその人なりの思ふこゝは私に最も喜ばしいことであり、また十數年來私はその喜びを保持して來ました。尙全國に互つて神社佛閣に詣でるこゝも私の楽しみとするところである。神佛、宗派の如何を問はず、旅行の機會を得る毎に私は古社寺を訪れてその持つ傳統と歴史の香にひたるのです。』と語つて筆者に紅茶をすすめられた。

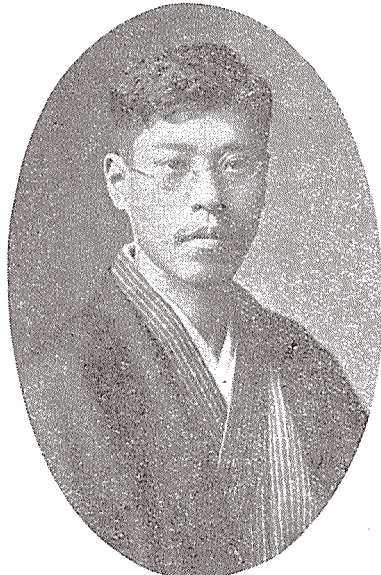
氏は香川縣觀音寺町の町家に生れ、五人兄弟の末子である。年十三にして兩親を失ひ、偶家運非なるあり、或は村役場の事務員となり或は醫者の女關番をなし、辛に人生の苦酸を積み、年十七の時大阪に來り、再び醫家に寄寓し、氏自らも醫者たらんと志したが、後考ふる所あり法律を學ばんと志すに到つた。即ち關西大學法律科に學び日夜孜孜として努めた。明治二十八年中途退學し都合により東京に移り、また中央大學法律科に學び、學の進

境殊に著しく特待生に選ばれ、同三十一年卒業と同時に辯護士試験に及第した。やがてまた大阪に歸り今橋四丁目之家をトシ法律事務所を開設し爾來滿十一年専念一業につこめ、勸むる人ありて今の北濱の地を買ひ移り住みてより既に十六年を経、今や内外の信望益重きを加へ、市區名譽職は勿論、本學理事として育英事業にも深き理解を有し、その力を盡して居られる。筆者が辭するに臨み、氏は特に、苦境に在つて學に志す人人に左の數言を寄せられた。

『苦學する人人は稍もするこ、明るい、柔順な、性質を失つて、卑屈、少量な人となり易く、他日の大成を妨げらるるこが多い。苦難は順境の人に得べからざる天の與へたる試鍊である。苦難元より怖るべきではない。悲しむべきではない。敢然と立つて闘ふべしである。さり乍ら心すべきは苦難を経る毎に、その天稟の良き性質を消耗されざるやう、あく迄、明るく、寛潤な、且つ何處迄もすなほな人格を失はざるやう心すべきである。私は特にこの必要を苦學せられる人に痛感するのである。』

辯護士、大阪府會議長  
大阪市會 議員  
關西大學 協議員  
内藤正剛氏

數度訪れて尙その聲咳に接するここの出來なかつた筆者は二月二日午後二時より、その留守宅に待つここの數時間の後遂に内藤正剛氏に親しく面接するここの出來た。時漸く薄暮、



内藤正剛氏

あはただしく歸宅された氏は筆者と同様氏の歸宅を待ちあぐんでゐた數名の來訪者を一緒に引見しながら、  
『まだ晝食もしたためてゐないので、ほんの三十分外出して來やうと出るこ次から次へミ用事に出くはしまして……。二時にお逢ひする約束が、こんなにお待たせして濟まないこです。』と語りながらも、先客から次へミ用談を運ばして行く。第三者の眼から見ても、何と言ふ忙しさ、慌ただしさであらう。然も氏はその多忙の中に、針で刺すやうな警

句ミユーモアを交へながら、炯爛たる眼眸を對者に注ぎ、一瞬も隙を與へない。堰堤を切つたやうな懸河の辯もさるこながら、その秒一秒對者の心境を洞察して、明快な判斷を下して、ときばきミ用件を片づけて行く態度は愕ろくべきものである。氏の對話を傍聽してゐるこ、忙中忙を忘れ、深山幽谷人跡稀なる邊りに結跏趺坐して潺湲の音を聞いてゐるやうである。即ち忙中自ら閑あり言つた氏の風韻に接するのであらう。筆者がその最近の感想を訊くや『何に就てですか？』と

一度びははね返し、筆者が『市會府會に於て最も努力せられし事業に就て先ず』と、第二矢を放つ間に、既に氏の胸中にはその陣立が備はつてゐた。  
『先ず府會議員は只今二期、市會議員は一期ですが、その間に於て特筆すべきこの一は三部制の廢止であります。即ち府縣制に於ては、大阪に限らず何處でも三部制と言ふものが、郡部、市部、連帶、の三部に分れるのであります。これは自治機關が完備し事務の整頓を計る上に於て、大局高處より達觀する時は廢止すべきものであると言ふこを私が唱へ出したのであります。これが昨年の四月一日より實施されたのであります。この三部制廢止と言ふこが、大阪市の學制統一と言ふこに非常に大きい影響をもつて居るのであります。』

今一つは大阪の接續町村編入に關する建議案を大正十二年に私が出し、その翌年も續いて提出し即ち十二月二十日の府會で満場一致で通過し、超えて大阪市會は十二月二十五日、私の提出したる建議案同様のものが満場一致で通過したのであります。即ち二十一日の府會の決議が因となり一昨大正十四年四月一日より接續町村が大阪市に編入されて今日のグレート大阪をなしたのであります。  
之に次いで大なる仕事としては、中等學校の増設、警察機關並に消防機關の施設等であり、是等の施設に就て、今より七八年前に溯つて見るこには、非常なる差異のあるこを大阪府市民諸君が認めらるるであらうと思ひます。  
尙道路行政の上から見て、最近放射路線の出

現を見んこするこ、阪神國道の完成、淀川の堰堤増築工事等についても、今昔を比較すれば、蓋し思ひ半ばに過ぎるもののあるこを信するのであります。  
最近に於て、税制調査をなし、稍社會政策を加味したる、府税、雜種税に於て、改廢、減額等のありたるこは、來る四月一日以後の現出により見出すここの出來ること思ひます。

それから、尙特に大阪市民諸君に考へて貰ひたいと思ふこは學制統一の問題は大阪府當局、及び府會議員の諸氏に負ふ所大なりしを忘れてはならぬこ、これであり。蓋し學制統一問題の是非は議論の時機を超へて寧ろ實行の域に入れるものであるこは言へ、これを實施するに當りては先ず租稅負擔の均衡を計らなければならぬのであります。依て大阪府當局は先ず税制調査に關する機關を設け、家屋税の改正を計り、從來の如く道路等級に準る如き不整一なる方法を廢し、その家屋税の賃賃價格を基本として徵收するこにしたのであります。從來の方法では道路の等級に依つて税を徵收せられたのであるが、前述の如く家屋の收入を基本とした収益税と言ふこに決定し、不肖その調査委員に當りその中特別に小委員會を設けられ、同じくその衝に當つたのであります。  
この改正が完成さるるこに依り、始めて學制統一實施に關する機運をつくり、知事の詰問となり、大阪市會の決議となつた言ふこは永へに自分の欣幸するここの處であります。』

く。この間、府市政の強剛たる氏のみの知る興味多きエピソードを交へて、氏一流の憶面もない快談振りさ相俟つて悉く筆者を魅了し、府會の一隅に筆者も席を有して、侃侃諤諤の議論を傾聴してゐるやうであつた。

それ等の多くは筆者が茲に細叙し得ざる所であるが、その中、豊中中學建設に關し、その當初は大阪市域擴張の範圍に當然入るものとして建設されたが急にその範圍の變更から、今日の如く市外に残つてゐるこゝなを、舊三部制の失策話として、その仔細を聞かされたのなきは、特に地方自治の興味あるエピソードであると思つた。

氏は常に高處より遠觀して百年の大計を建てんと欲してゐることも語られた。政治に志す人のあるべき心意氣であると思はれた。

氏は尙肩書して置いた以外に、税制調査委員、小作調停委員、商事調停委員等をつとめ、尙本職の辯護士に於ても依頼者常に門前に市をなしてゐる。その多忙さも點頭かれるのである。然し乍ら吾人が公私共、氏に期待する所以のものは、今後に於て層一層重且つ大なるものがあるのである。即ち茲に擱筆するに當りその健康と自愛益加はらんことを祈る所以に外ならないのである。

### リチャーツ教授の著書

別項記事参照——リチャーツ教授には數種の著述があり、その主なるものを紹介すれば

- 一、The Meaning of Meaning.
- 二、Principles of Literary Criticism.
- 三、Science and Poetry. 等、右出版元は Kegan Paul, London. である。

## 學生彙報

### 第十七回工業見學

大正十五年十二月十八日午前九時木津川運河終點に參集した一行は直ちに大阪窯業株式會社セメント工場を見學した。内田、橋本兩技師の懇篤なる作業工程の講演あり、後工場内の詳細なる御案内を忝うした。粘土、石灰石粉炭等の山積せられた中を過ぎり先づ粉砕工場に入る。熱心なる一同は白塵立昇る棧道を通過して大水槽上に立つて足下の深淵を覗いた。之は當社の特色たる濕式法の裝置であつて、原料混和の良好、化學變化の完全、細粉の無飛散等幾多の利點が存する由である。之より出でたる泥水のスラシーは次いで燒成爐に運ばれ粉炭と混和し加熱されてクリンカとなる。色硝子を透して爐内を窺ひエトナの噴火、地獄の却火さながらの焦熱を見ながら尙爐内の各部に於ける火力の相違に就いて質問を出し、次でクリンカー粉砕裝置を見、茲に最新式ポルトランドセメント製造法の要領について知ることが出來た。最後に試験室に於て硬化試験の實際を見、化學分析室に、細心の研究を聞き、一同十二分の喜びを以て同工場を辭した。終りに同工場支配人始め其他の社員の御厚意を深く感謝する。

### 第十八回工業見學

木津川工場地帯を寒風に吹かれながら次に大阪市木津川屠場に赴いた。生きた牛を實業に使役し、その牛から得た牛肉を好んで食膳に

上す我が此兩者の中間に位すべき屠牛の實際を見ることは當に好奇心を満足させるばかりではない。あの巨大な體軀をもつてゐる牛から其の肉を得るに至る迄の合理的にして又最も好妙なる方法を見學するのは食料化學研究の一助たるのみならず又都市計畫研究の一部門であらう。

頭上よりの一撃に依つて昏迷に導き、その未だ覺めざるに血を搾り皮を剥ぎ肉を切る。其間僅かに十數分、直ちに商品として運び出されて行く。此最新式の屠殺方法ははじめ其他の消毒方法及廢物制理方法を見て多大の感銘を禁じ得なかつた。

屠場の筋向ひに同じく大阪市の塵芥燒却場がある。人は到る所で塵芥を生ぜしめる。市民の棄てて顧みざる此塵芥の處分はまた都市として爲すべき大なる仕事である。華華しい事業は人の喜ぶところであるが、斯かる消極的な事業は之を寛にし勝ちである。然もその爲に流行病の原因を齎らし、市民の健康を害し、幾多の悲惨なる結果を生ずることが多いのである。

我が大阪市の完全なる最新法により之等の塵芥を燒却し其灰を賣り埋立に利用して居るのである。濱につないでゐるごみ船を見ては今更に市民の棄つるもの多きに驚き、爐内に燃ゆる塵芥の焰を見ては、斯くして再び一樣の土に歸する物質の變化を考へさせられた。その隣りに胞衣消毒及び燒却場がある。賢愚貴賤個人はすべて異つてゐるけれども、人として胞衣なしに生を得たものはない。然も之が始末は如何にすべきか、これ又都市の一事業である。十分なる消毒の後焼くものは焼

き、洗ふべきものは洗ひ、布類はウエスにして工場用となす。實際作業狀況を見學し今更ながら保健部多大の努力を感心した。以上三ヶ所見學に際し一同は大阪市保健部の安達部長始め其他諸員の御配慮を深く感謝する次第である。

### 第十九回工業見學

木津川落合の渡を寒風に吹かれながら東に渡つて大日本紡績株式會社津守工場に至る。先づ會社の御厚意に依り食堂の一部にて晝食を濟し次で女子娛樂室にて工務員より作業の一斑を拜聴す。全員數個の班に分れ、開棉、打棉、梳棉、練棉、粗紡、同紡、精紡等各種の工程を見學し尙織布工場に及んだ。本工場は有名なる模範工場として機械の完備配置の合理的なるは勿論工場内の清潔整理驚くばかりであつた。團員各自は其研究の見地から或は工業能率に付き或は職工待遇につき或は衛生に種種の質問を見出して御案内の勞を取られたる工場員の口の休まる暇も無い有様であつた。この機會に本見學に際し多大の便宜を與へられたる松本取締役津守工場長、其他の各員に厚く御禮を申述べらる次第である。

### 千里山岡山縣人會

一月五日午後六時から市内阪神前公洋軒に於いて千里山岡山縣人會創立第一回懇親會が開催せられた。出席者二十餘名、岡崎君開會の辭を兼ねて創立事情を説明し、顧問に講師原田鹿太郎氏、會長に森睦、副會長に河本の兩君を推し、一同承認直ちに宴に入つた。森睦君の挨拶や會員の自己紹介にお國言葉も懐し

く歡談數刻、最後に學歌、學生歌を合唱して午後十時散會した。

### 謡曲同好會第二回例會

舊臘十八日夕から東區質屋事務所に於て謡曲同好會第二回が開催された、恰も聖上陛下御惱の折柄であつたから、演奏は全然之を中止して種種の研究をなした。即ち文學的には字句の解釋、音學的には地拍子の研究、地理的には名所の探索に及び尙此後の方針を決定し、マネージャーの撰定を議した、該博なる考證、深遠なる學理から傳統、傳記、逸話、藝談に花を咲かせて午後九時散會した。因に同日の參會者は次の通りであつた。

河村講師、奥田榮太郎、平井梅一、和田俊逸、森井惣吉、福田俊一、寺田伴嗣、木村喜英、中島利一の諸君

### 黒部、河谷、宇奈月、大原臺に於ける第一回スキー練習記

大正十五年の暮近く千里山學舎のスキー同好諸氏によつて設立せられたるスキー部はその第一回練習の爲北アルプス宇奈月方面に地を選び年の暮るると共に大阪を發ち希望と光明の新年を迎へて吾部の第一歩を雪清き北越のスノーランドに印しやうとして居たのである。時恰も諒園に遭ひし爲計畫を一時中止しひたすら謹慎を旨としてゐたが廢朝の明けたる師走の末日諸般の準備が出来上つて居たので數名の有志相圖り決行し宇奈月臺に赴き雪中に正月を迎へたのであつた。一行は田中少佐板津大尉兩先生をはじめ經三戸張昇、商三東茂、同西原信太郎、法一松田利衛、豫三樋口健造、豫二佐藤進吾、同松本政夫、豫一辻村安彦の八名であるが山岡俊氏及び令弟敷氏の御來會あり部員一同は非常に氣強く感じた。

昭和二年一月一日、曇天、午後より霽降る。昨夜十時四十五分大阪を發した一行は今朝十時富山に着いた。一先づ下車して豫めて田中、板津兩先生の御盡力にて富山縣隊より借受けてあつたスキーの配分あり——一行がそのスキーを借受けたことに依つて如何程便宜を受けたか判らぬ——午後二時宇奈月に着く。雪、雪、見よ、白皚皚たる雪、大原臺上のスキー練習場へ行



三尺餘もあるだらう。野も河も道も屋根も白雪ならざるはない。勇み立つた一行は我勝にと滑つて見た。轉ぶ。起きてまた滑る。

一月二日、晴、起床八時、朝食八時半、出發九時、一行は斯の時間割に従つて今日から一生懸命に練習を積むのだ。雪に申分はない、コーチャーは我國スキー界の權威富山高教授内山先生をはじめ富山スキー俱樂部の牧野氏市川氏等で、これ等良

コーチャーの指導により皆は思ひ思ひに懸命に練習した。「雪フライ」と言ふのを一つ御紹介しやう。それは、田中先生が暑いからと言つて裸になつてスキーをやつてゐられた時、ドンと雪の中に轉覆されて美事に雪まみれになられた。それからこの名稱が出来上つた譯である。

一月三日、好天、雪質極めて良好、全く今日ほど雪のコンディションの良かったことはない。一同は愉快に終日中練習を續けた。尙當日山岡氏御兄弟の御來會あり、一同は百萬の味方を得たやうに心強く感じた。

一月四日、好晴、吾等は昨日の猛練習の結果或は腰痛を覚え、或は足痛を感じたが、それ等苦酸の結果か、珍妙な高等スキー制動法の新方法が發明された。曰く顔面ストップ（註、此方法はクリスチャニア・テレマーク等の制動法を一步進めて斜面の強き場合顔面を勇敢に雪中に突き込んで制止する方法、此方法を用ふるには第一に厚顔なることが必要である……田中先生發案）曰く、ブッシュ・ストップ（註、此方法も前法同様高等制動法を超越したるもので即ち手頃の雑木をマークして元氣よく身體を打ちつけて停止する方法……板津先生新案）。其夜先生等の室に一同集つた時に名句あり。スキー好きかと思はれた乙女何も言はずに宇奈月ぬ。

一月五日、午前中は雪表面凍結してスキー立たず午後より、東、西原兩君皆より三日遅れて来る。山岡氏一日の長ありと得意である。當日矮軀老顏の「せむし」氏身長に數倍のスキーを背負ふて大原臺に現はれたが、そのスキーの好妙なること一行を壓然たらしめた。時に一句あり、スキー知らなきや男ぢやないよ、せむしも負けずテレマーク。

一月六日、雪質不良、一行が來着してより未だ一度も降雪なき爲スロープみな踏み固められて悪し。今日の練習をもつて第一回の練習會を終ることになつた。一行は今一度新雪の降り瀧がんことを祈

つて懺めしく下山、最終のがん張りも利かず、夜は山岡氏の御馳走のスキー燒會、久振りて飽滿した。

一月七日、雨、今日一日慰勞休養を兼ねスキーの手入返還の準備にすりかかつた。雨の中で終日中くすばつてゐるのも嫌なものであつたが、午後六時半より黒部鐵道營業所長大澤氏を始め土地の有力者達が相寄つて、吾關西大學スキー部の遠征に對する歡迎の意味に於て盛大な會を催された。茲に記して深く感謝の意を表する次第である。

一月八日、雨、朝七時起床、愈引きあげることになつた。何だか名残惜しいやうな氣もする。多數見送人達の學生歌に送られて宇奈月を八時七分發の汽車で立つた。途中富山に下車し聯隊へスキー返還をした後で、羽柴秀吉佐成政の古戰場を訪ふ筈であつたが降雨甚しき爲之を中止し、牧野氏宅階上で東方雲に被はる日本アルプスを眺めつつ富山役に關する板津先生の戰史講話あり、後市中を一巡して解散することにした。終に一週間の經驗をもつて諸君にスキーを試みられんことを衷心よりおすすめる。スキー程面白く且愉快にして簡單なるものはない。優に三日の練習は諸君をしてスロープのエンジョイメントを得せしむるであらう。尙、吾スキー部の創設者たる法二相澤武二郎君が諒園中謹愼のためこの第一回練習會に参加出来なかつたことは實に残念であつた。吾部發展の爲に甚大なる御指導と御後援を賜はつた諸兄に厚く感謝する次第である。因に本春三月越中中山彌陀ノ原に催される全國スキー大會には本學スキー部より選手二名を派遣することになつてゐる。

（樋口生報）

### 歐米の學界

#### ノールス獎學資金

會つてロンドン大學經濟學部教授であつた故  
 リリアン・シー・ノー・ノールス女史(The late  
 Professor Lillian C. A. Knowles)が經濟史研  
 究上に遺した業績は人の能く認むるに  
 あるが、今回女史の功績を記念する爲め同大  
 學經濟學部内に經濟史の研究者に對する獎學  
 資金の制が設立せられることになり、その設  
 立並びに基金募集等に關して一委員會が組織  
 された。そして現に女史の會つての同僚や學  
 生の間にも贊成を求めつつあるが、世にはそ  
 の外にも經濟史研究上に於ける開拓者としての  
 女史の事業を尊敬する人人もあり、又女史の  
 個人的交友や、或は進んでこの記念事業に  
 關係せんとする人人もあるから、期待はこの  
 方面にもかけられてゐる。W. H. Beveridge,  
 A. Steel-Maitland, J. C. Stamp, R. H.  
 Tawney, Sidney Webb 等著名の士も亦委員  
 として大方の助力を求めてゐる。(近着オン  
 ドン・タイムスより)

千里山俳壇 朝 冷 選

法文 津田道之助

寒 肥や畝細りたる庭畑  
 糞凝りや一冬半はこの宿に  
 冬晴の古塔に群るる雀かな  
 解纜やテーフひらめき冬晴るる

諒闇を畏みまつる初日かな  
 初春や遙かに思ふ神路山

峽谷を埋めつくせし紅葉哉  
 抱いて來し狎游すや草紅葉

千里山學報 第四十六號

The Kansai University Bulletin  
 Published Monthly By  
 The Kansai University Press

No. 46

February, 1927

LEADING FEATURES OF CONTENTS

- On the Change of Era .....  
 ...by Mr. T. Shinmachi, Lecturer of the University.
- Intelligence and Intuition in the Law .....  
 .....by Prof. Y. Sasa.
- Modern English Literature .....  
 .....by Mr. I. A. Richards,  
 Fellow & Lecturer at Magdalene College, Cambridge.
- Mr. P. Mary Marshall & Mr. S. Toda .....  
 .....by Mr. S. Toda.
- University News—University Ceremonies in connection  
 with the Imperial Funeral—Annual  
 Trustees' Meeting—Removal of the Special  
 Departments—Mr. Richards as our University  
 Guest—The Founding of a Society for the  
 Study of German Kultur.—Death of Mr. S.  
 Toda.
- Alumni News—The two Alumni in the Prefectural  
 & Municipal Politics of Osaka—State Exa-  
 mination and Alumni.
- Students' Activities.
- Miscellanea.
- News from Abroad—Memorial to Prof. Knowles.
- Illustrations—The New Site for the Special Depart-  
 ments of the University and its Environs.  
 Mr. & Mrs. Richards—The Residence of  
 the late Prof. Marshall—Bearings Indicator  
 of the University at Senriyama—Luncheon  
 in honour of Mr. Richards—Mr. Shirakawa  
 and his Family—Mr. Naito, Alumnus—The  
 Skiing Party of Students.

山の湯に行く倉町の落葉哉  
 隣室の話聞ゆる夜長かな  
 時雨るるや砂山かけの人夫部屋  
 時雨るるや山傳ひ來し郵便夫  
 紙漉場に人るぬ朝の吹雪哉  
 粉雪しらく目につりくる廣野哉  
 保安林の暗きに沼の氷かな

追 加 朝 冷

山近き闇を焦がせし野燒かな  
 野を焼いて南山雲の去來哉

□當季雜詠募集  
 □締切毎月二十日  
 □半紙を用ひ封皮には必ず「千里山俳句」を朱  
 記の事  
 □送稿先 兵庫縣(芦屋局區内)深江  
 有田朝冷宛

訂 正

本誌前號(第四十五號)は今次の改  
 元に先つて印刷を了したため、昭  
 和元年と記すべきところを大正十  
 五年と、又昭和二年と記すべきと  
 ころを大正十六年と記せる個所が  
 多少ありますが、ここに一括して  
 訂正して置きます。

關西大學學報局

昭和二年二月

學生諸君に告ぐ

千里山學報投稿に就て

▼學友會各部の記事、各種研究会、親睦  
 會、縣人會その他學生諸會合の記事、論  
 文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿  
 は、總て千里山學舍圖書閱覽室内及び  
 福島學舍學生入口左側に設置してある  
 千里山學報投稿函に投入して下さい。  
 但し寫真その他投入不能の材料は事務  
 所又は學報局へ直接提出して下さい。  
 ▼每號締切は前月二十五日限りとし、  
 その以後の分は次號に廻します。

昭和二年二月

關西大學學報局

製複許不

大正十一年六月十五日創刊  
 昭和二年二月十三日印刷  
 昭和二年二月十五日發行

編輯兼發行人 辰 巳 經 世

印刷者 飯田彌之助

印刷所 會社 三 有 社

發行所 關西大學學報局

大阪府此花區上福島

福島學舍 關西大學

千里山學舍 關西大學

電話吹甲一二三

關西大學講師 木下孫一先生著

# 最新日本憲法論

▽三月十日頃出來發行の豫定△

本書は關西大學專門部に於て憲法講座を擔任して夙に令聞ある著者が、多年研究の結果である講義の草稿を基礎とし、更に幾多の改訂を施し公刊せられたものである。觀察周到、行文簡潔、斯法の原理を闡明して餘蘊なし特に著者が意を注げるは、本書を以て各種高等試験受験者絶好の参考書たらしめんごせし點にあり、學生諸氏は素より汎く研學の士に推奨す。

發行所  
東京市神田區中猿樂二丁目番地  
株式會社 嚴松堂書店  
電話四谷九五九四番・替振東京六五五六番

第一部 (甲種) (晝間部) (五ヶ年制)

入學資格 (尋小卒ヨリ) 小學校長ノ推薦者ハ證衛ノ上無試験  
第一學年百五十名 二年三年若干名

第二部 (甲種) 本科 (夜間部) (四ヶ年制)

入學資格 (高小卒又ハ) 銀行會社商店委託生ハ無試験  
第一學年百五十名 二年三年若干名

甲種 北陽商業學校 (文部大臣甲種認可及指定)

願書受付 二月十五日ヨリ 毎日午前九時ヨリ 午後七時迄

場所 東淀川區淡路町 電話北七五七五番  
新京阪電車(千里山行)淡路交又點東南約二丁半

(高女) 本科 (五ヶ年制) 一年 (尋小卒ヨリ) 入學許可) 上級各學年若干名

(附設) 家政經濟科 (四ヶ年制) 一年 (尋小卒ヨリ) 入學許可) 二年 (高小一) (女學校) 修入學許可) 三年若干

文部省認定 淀の水高等女學校 (生徒募集)

願書受付 二月二十日ヨリ 毎日午前九時ヨリ 午後四時迄

場所 市電恩貴島南之町下車北へ淀川河畔 (電話土四一一番)  
阪神電車傳法驛下車淀川ヲ下へ約三丁

○募集人員 第一學年約百八十名、第二學年補缺若干名

○出願期間 三月一日ヨリ同二十六日マデ

### 關西大學 第二商業學校生徒募集

○入學試験 三月二十八日、二十九日及四月二日

○特長 甲種認可、修業年限三ケ年、夜間教授

大 阪 市 上 福 島

## 關西大學福島商業學校

(會照ニ校本ヘ添ヲ錢五券郵ハ細詳)

### 關西商業學校生徒募集

○募集人員 第一學年百八十名 尋常小學校卒業

○出願期間 三月一日ヨリ同二十九日マデ受付

○入學試験 三月三十日及同三十一日 詳細入學心得ニアリ

○入學心得 其ノ他ハ本校ニ就キ又ハ郵券五錢送付

大 阪 市 上 福 島

## 關西大學福島商業學校

田川七郎先生著

# 珠算要義

菊版總クローズ製  
紙數約二百七十頁  
定價金壹圓參拾錢

著者は曾つて實際に算盤をとつて實業界に活動し、或ひは陸軍將校實業講習會に於いて珠算を講じたことありしのみならず現に關西甲種商業學校、關西大學第二商業學校及び北陽商業學校に於いて珠算科を受持ち令名ある人、多年に互る經驗と研鑽の結果を傾けてここに本書をなす。編を分つこと七、苟くも珠算に關することにして細大説いて盡さざるなく、加之、附録として多數の練習問題を掲げ以つて教授並びに獨習の便に供す。蓋し教科書として將又一般參考書として良著の最たるを失はず、敢へて江湖に薦む。

發 行 所

東京市神田區錦町一ノ二 文 堂

電話大五千四一〇番・振替東京一〇六三番

